

会議録・平成30年9月10日第3回定例会

1. 招集の年月日 平成30年8月30日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 9月10日 午前9時00分 議長宣告

1. 応 召 議 員 13名

1番	上 田 清	2番	伊 豆 千夜子
3番	山 内 理	5番	中 井 啓 悟
6番	松 本 忍	7番	江 京 子
8番	樋 口 文 隆	9番	北 岡 泰
10番	阪 井 勇 男	11番	綿 民 和 子
12番	奥 山 幸 洋	13番	乾 健 郎
14番	辻 井 成 人		

1. 欠 席 議 員 なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中 一夫

議会書記 畑 弘人 松本 章 中瀬 弘雅

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	浅尾 恵次
防災企画課長	奥田 昌宏	税 務 課 長	大西 孝明
人権生活環境課長	松井 友吾	福祉ほけん課長	吉川 伸幸
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅 野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫	教育総務課長	西尾 仁志
こども課長	下村由美子	農業委員会事務局長	世古口和也
上下水道課長	堀 真	監 査 委 員	西村 和久

1. 会議録署名議員

5 番 中 井 啓 悟

6 番 松 本 忍

1. 提出議案

同意第 1 号 教育委員会委員の任命同意について

議案第60号 明和町道路線の廃止について

議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第62号 平成29年度 国補漁－2 水産物供給基盤機能保全事業下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更

議案第63号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第4号）

議案第64号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

議案第65号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

認定第1号 平成29年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

認定第2号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第3号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第4号 平成29年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第5号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第6号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

認定第7号 平成29年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

認定第8号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

認定第9号 平成29年度明和町水道事業決算認定

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）
- 日程第7 発議第10号 義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書
- 日程第8 発議第11号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書
- 日程第9 発議第12号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書
- 日程第10 発議第13号 学校施設の防災対策充実を求める意見書
- 日程第11 発議第14号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書
- 日程第12 発議第15号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書
- 日程第13 発議第16号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書
- 日程第14 発議第17号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- 日程第15 同意第1号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議案第60号 明和町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第18 議案第62号 平成29年度 国補漁－2 水産物供給基盤機能保全事業下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更
- 日程第19 議案第63号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第64号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予

算（第3号）

- 日程第21 議案第65号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第22 議案第66号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第23 議案第67号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第
2号）
- 日程第24 認定第1号 平成29年度明和町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 認定第2号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第26 認定第3号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定
- 日程第27 認定第4号 平成29年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会
計歳入歳出決算認定
- 日程第28 認定第5号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定
- 日程第29 認定第6号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第30 認定第7号 平成29年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定
- 日程第31 認定第8号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定
- 日程第32 認定第9号 平成29年度明和町水道事業決算認定
- 日程第33 議案第68号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道
事業 管路施設工事 23工区の契約について

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第3回明和町議会議定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

5番 中 井 啓 悟 議員

6番 松 本 忍 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております、5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと一般事務組合議会の報告書の写し、明和中学校建替工事外部監査報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成30年第3回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように今年の夏は梅雨入り梅雨明けとも例年より早く、また、日

本列島は各地で異常気象が続き、台風や集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れによる災害が相次ぎました。特に「平成30年7月豪雨」では、広島、岡山県など西日本で7月6日、7日にかけて、大雨特別警報が発令され記録的な豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生しました。町も県を通じて広島県熊野町に災害支援のための職員を派遣しました。改めて、被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

明和町におきましては、7月28日、29日に台風12号がこれまでにない異例なコースをたどり三重県伊勢市付近に上陸し、西日本を縦断しました。

この台風では、県下全域に大雨・暴風警報が発令され、町でも、いち早く災害対策本部を立ち上げて、避難所の開設や町内施設のパトロールなど警戒にあたりましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

また、8月23日に台風20号が、9月4日には台風21号が、非常に強い勢力を保ったまま徳島県に上陸しましたが、相次ぐ台風に、昨年から導入しているタイムラインにより早期の対応を行いました。

なお、台風21号は風による被害が多く発生し、町内では約6,000戸で停電が発生し、一部地域では翌朝になっても復旧しない状況にありました。

これからが台風シーズン本番となるわけですが、明和町は勿論のこと全ての地域において、災害が起こらないよう願っています。

さて、政府は「平成31年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針について」を7月10日に閣議決定し、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、歳出全般にわたりこれまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、三重県においては、「三重県財政の健全化に向けた集中取組～持続可能な行財政運営に向けて～」を発表しています。これは、県財政の健全化に向けた「機動的な財政運営の確保」のため、より具体的な方策をとりまと

め、平成29年度から平成31年度までの間で集中的に取り組むものです。そして、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営が可能となるよう、より一層の歳入確保に取り組むとともに、歳出面、特に経常的支出である公債費、社会保障関係経費、人件費、補助金等の毎年恒常的に支出される経費において、その構造を抜本的に見直すとしています。

これらを踏まえ、町では先日、幹部職員を対象に平成31年度の当初予算編成説明会を開きました。行財政改革はエンドレスです。来年は新しいリーダーの下、これからより一層厳しくなる町の行財政運営を直視し、国・県の動向をしっかりと把握し、制度改正や補助事業の採択要件の見直しも含めて、鋭意情報収集に努め、新年度の予算要求に臨むよう指示したところでございます。

それでは6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

6月22日、老人クラブ連合会によるミニ運動会が、生きがいと健康づくりをテーマに総合体育館で開催されました。運動会では436人の皆様が楽しそうに、はつらつと競技に参加され、スポーツを通じた交流を図られました。

6月11日、「社会を明るくする運動」強調月間の前に、多気郡保護司会の皆様から「内閣総理大臣メッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で68回目を迎えました。社会を明るくする強調月間の7月2日、3日は、駅前での啓発活動、7月16日は、第14回「多気郡・玉城社明カップ組立飛行機選手権大会」、そして、7月24日には中学生の社会貢献活動などが行われました。安全で安心な町づくりのために様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆様に、心から敬意を表します。

7月1日、町制施行60周年事業 「鎮守の森プロジェクト」～未来のいのちを守る植樹祭2018in明和町 が、大淀湛水防除西側の大淀海岸で開催され

ました。この事業は、東日本大震災で防災林として役立った鎮守の森を創出するもので、当日は大変暑いなか、当財団法人理事長の細川元首相をはじめ、約400人の皆様に参加していただきました。自然環境を守り、自然災害から人命を守る大切な森として育っていくことを願っています。

7月7日から26日の間において、全町自治会長会議でいただいた質問に対する回答説明会を5地区のコミュニティーセンターで開催しました。防犯灯や信号機の設置、通学路など道路の環境整備や安全対策、空き家対策や獣害対策、流域下水道事業等々、各自治会からいただいた要望の対応等について、回答をさせていただきました。今後も、自治会からのご意見・ご要望を聞かせていただき、住みよいまちづくりに向け努力していききたいと思います。

なお、8月20日は、松阪警察署長に信号機の設置や交通規制等について要請を、8月29日には松阪建設事務所長に予算確保と事業実施の要請を行いました。

7月8日、大淀ふれあいキャンプ場で観光協会主催の「安全祈願祭」が行われ、シーズン中の施設利用者の安全を祈願しました。また、式典の後のアトラクションでは、明和太鼓の演奏やめい姫ダンス等の披露、そして、恒例の宝探しや餅まきも行われ、たくさんの皆様に賑わいました。今年は便益施設の改修も行い、シーズン中は多くの利用者に訪れていただき、楽しい夏のひと時を過ごしていただくよう祈りました。

7月20日、町制施行60周年事業「三重県明和町 ふるさと交流会 inTokyo」を東京トラベルハブミックスで、明和町出身の皆様や観光大使、明和町を応援していただける個人や企業の皆様にお集りいただき、日本酒プロジェクトや明和町の魅力などをPRすることを目的に開催しました。当日は、長岡成貢氏のミニコンサートも開催され、正・副議長にも出席いただき、関係機関及び東京在住の皆様など予想以上に多くの方々が参加され、わが町「明和町」で大いに盛り上がり、また貴重なご意見をたくさんいただき、交流会を終えることができました。

8月1日、広島で行われる平和記念式典に、明和中学校の生徒6人を代表として派遣する「出発式」を行いました。式典への出席は今年で4年目となり、一行は、5日朝に出発し、平和記念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話を受講、原爆の子の像に千羽鶴を奉納、原爆ドームなどを見学し、被爆の怖さ、戦争の悲惨さを学びました。

そして、6日に平和記念式典に参列し、平和への祈りを捧げてきました。なお、8月20日には、三重テレビ放送の番組「とってもワクドキ！」に生出演していただき、生徒の皆さんは現地で見て聞いて感じた平和への思いなどを熱く語ってくれました。

8月5日、三重県南勢電設協同組合明和ブロックの皆様により、明星地区コミュニティーセンターのエアコンの無償点検と清掃を行っていただきました。この活動は8月の「電気使用安全月間」の一環として、毎年継続的に取り組んでいただいておりますが、諸事情により今年度をもって終了することとなりました。19年間の関係者の皆様のご苦勞に対し、心より感謝を申し上げる次第です。

8月6日午後、三重県町村会の定期総会に出席しました。総会では政務活動として、財政基盤の充実強化、防災対策の充実強化、子育て・少子化対策の推進など、12項目の要望事項について、国及び県に要請活動を行うことを決議し、一丸となって取り組んでいくことを確認しました。そして、8月21日には、町村会から要請した課題等について、県の各部長等に直接意見を申し述べ、各問題や課題等への対応を要請しました。

8月9日、新しいALT（外国語指導助手）として赴任した、ハンナ・エリザベス・ニクソンさんの入庁式を行いました。ハンナさんはアメリカ合衆国ノースキャロライナ州の出身で、現ALTのローガン・ジョセフ・スナイダーさんとアレクサンドラ・アマンダ・ヘンプさんとともに、外国語授業の補助や、外国語活動を通じて、子どもたちの英語教育の推進に携わっていただいています。平成32年度小学校外国語授業の全面実施に向け、教師と連携

を図り、指導補助に努めていただきたいと思います。

8月10日、こどもの居場所「こども食堂」プロジェクトが明星コミュニティーセンターで行われました。この取り組みは、全国的に展開されている子ども食堂について、皇學館大学に委託して試行したもので、当日は32人の子どもたちが参加し、いろいろなレクリエーションも行われ、楽しい一日を過ごしました。

今回の研究成果を踏まえ「こども食堂」の取り組みが、ボランティア団体等により展開されることを期待しています。

7月から8月にかけては、町内の各地で伝統の行事やまつりが開催されました。7月13日は「菰村の虫送り」、7月14日は「上村天王祭」、7月15日は「有爾中の羯鼓踊り」、8月16日は「志貴の精霊相撲」が行われました。いずれも歴史ある地域の伝統行事で、携わっていただいた関係者の皆様に敬意を表しますとともに、これからも大切に継承していただきたいと思います。

なお、7月28日に予定していた大淀祇園まつりは、台風12号の影響で8月4日に延期されましたが、好天に恵まれ夜は恒例の花火大会が華やかに繰り広げられ、会場に詰めかけたたくさんの観客を魅了しました。このようななか、「算所の祇園祭」が後継者問題等で残念ながら昨年度から中止となっています。

なお、本年度から5カ年事業で文化遺産総合活用推進事業により、明和町無形文化財記録映像作成業務委託を行っており、これらの歴史的遺産の継承保存を進めているところです。

また、その他にも、こども園や人権センターの「夕涼み会」、下御糸小学校での「みいとフェスタ」、ういの郷夏まつり、社会福祉協議会ふれあいまつり、済生会明和病院の夏まつり等々が開催され、それぞれの地域や施設などでたくさんの皆様が夏のひと時を楽しめました。

8月20日、町制施行60周年事業「夏期巡回・ラジオ体操・みんなの体操会」が斎宮小学校、校庭で行われました。当日は暑さも和らぎすがすがしい

日となり、早朝にもかかわらずおよそ1,100人の幅広い世代の皆様が参加され、楽しい中にも緊張感をもってNHKラジオの生放送で、全国、海外に元気な明和町をアピールすることができました。

8月21日、「鈴木三重県知事との1対1対談」をいつきのみや地域交流センターで行いました。対談は各市町の具体的な課題解決に向けて、それぞれの連携強化を図ろうというもので、町の課題の中から、1つ目は、斎宮跡の今後の整備で、中町裏の史跡整備、斎宮跡地内の景観計画策定の支援と維持管理費の支援、2つ目は、県道の各交通安全施設の整備と維持管理、3つ目は、新茶屋地内の冠水対策や大仏山の整備活用について要望しました。知事からは、「県財政厳しいなか、いただいた要望は長期的なテーマとして時間をかけて検討し、優先順位も考慮しつつ予算確保に努めたい。」と述べていただきました。

8月30日、今年も三重県ひじき協同組合の皆様から、「敬老福祉大会のお土産や学校給食などにお使いください」と乾燥ひじき1,500袋を寄贈していただきました。改めてお礼を申し上げますとともに、町の特産品でありますひじきの販路拡大等を、引き続き支援をしてまいりたいと思います。

9月2日、町制施行60周年記念式典が、いつきのみや地域交流センターで開催されました。大変お忙しい中、鈴木英敬三重県知事、三重県町村会会長の谷口友見大紀町長、前田剛志県議会議長、群馬県明和町富塚基輔町長、岩手県久慈市遠藤譲一市長、近隣市町を代表して竹上真人松阪市長からご祝辞を頂戴いたしました。また、来賓として、近隣市町から鈴木健一伊勢市長、大森正信大台町長、辻村修一玉城町長、中村順一度会町長のほか、京都府与謝野町山添藤真町長などにもご臨席いただきました。

そして、記念式典では、日ごろ様々な分野で町に貢献していただいた個人の部64人の方々と団体の部11団体の皆様を表彰させていただきました。

受賞された皆様は、いずれも町政の発展にそれぞれの分野で貢献いただきましたが、ここに改めてお礼を申し上げますとともに、今後も引き続き明和

町の発展にご尽力を賜りますようお願いをするものでございます。

また、第2部の記念コンサートは、満席となった中央公民館大集会場において、「雅楽師」の東儀秀樹氏による、「雅楽コンサート～神都の祈り」と題した演奏を披露していただきました。この楽曲は、皇學館大学との連携により明和町をイメージし作曲していただいたもので、皇學館大学の学生の皆様にも共演していただきました。ここに改めて関係者の皆様にお礼を申し上げます。なお、参加申込されたものの抽選に外れたたくさんの皆様には、大変申し訳なくお詫びを申し上げます。

以上が、6月定例会以降の主な動きでございます。

本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、町道路線の廃止が1件、平成29年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、工事の請負契約の変更が1件、平成30年度一般会計補正予算ほか4つの特別会計補正予算、そして、平成29年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

最後に私事でございますが、平成18年12月、町長に就任させていただき3期12年、微力ではありますが、未来の明和町を「元気なまち」「信頼されるまち」「みんなが誇れるまち」としていくため、行財政全般にわたり洗い直しを行い、「改革」「活力」「安心」「創造」の4つの柱を政治姿勢の原点として、政策実現のため誠心誠意努力してまいりました。

すでにご案内のとおり、この任期をもって町民の皆様が選ぶ次のリーダーに明和町のかじ取りを託すこととなりました。

平成18年12月21日、私にとりまして最初の行政報告で、「まちづくりは公平・公明でなければなりません。是は是、非は非を政治信条とし、誠意をもって町政を担わせていただきます。あわせて、「ありがとう」の感謝の気持ちをもって皆様の期待にこたえていきたい。」と述べたことが思い出されます。

そして、本定例会の行政報告にあたり、

「ありがとう。」という言葉で締めくくりたいと思います。

なお、議員の皆様におかれましても、本定例会が今期の締めくくりとなるわけでございます。

町民の皆様が日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のために、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、総合計画に定める将来像の「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指して、残された任期、最後まで精いっぱい努力してまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は2名の方より通告されております。

許可したいと思います。

9番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「安心・安全のまちづくりを推進」の1点であります。

北岡議員、登壇願います。

○9番（北岡 泰） よろしくお願ひいたします。

安心・安全のまちづくりの推進ということで、質問させていただきますが、

まずその前に中井町長、3期12年における明和町行政の舵取り、誠にご苦勞様でございましたと言いたいところでございますが、任期は12月までございますので、次期町長に引き継ぐまで、あと3カ月間よろしくお願いをいたしたいと思います。

さて質問に入ります前に、台風21号及び北海道地震でお亡くなりになりました方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

明和町でも台風21号における被害や停電復旧の遅れなど、さまざまな課題が残っています。また、北海道地震のように地震の直接的被害とともに、後のライフラインの復旧のスピード対応など、課題も多く見えてまいりました。

災害はいつ来るともわかりませんので、一つひとつ丁寧に対応策を考えていかなければならないと思います。

さて災害に対する質問でございます。

第1に、災害時における避難所等でのお湯と飲料の確保のための災害協定の推進を求めたいと思います。平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年の関東・東北豪雨など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風等による風水害など多くの災害が発生しております。

このような経験から国をはじめ各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが、今、講じられているところでございます。

そのような中、被災時にはその初期段階及び避難所において、飲料を確保することが重要であります。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体が多く見られます。

中でも東日本大震災の経験から生まれた、災害対応型紙カップ式自動販売

機は、災害発生後、電気、水道が確保された、その時点で災害時にお湯、お水等、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等に大きなメリットがあると言われております。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊における避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されたということでございます。また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされました。各地から派遣されましたディーマットの方々からも、お湯の提供は大変助かったとの声も出ています。

そこで明和町におきましても、このように災害時に避難所等において、お湯と飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機及び災害支援型自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 災害時のお湯等飲料水の確保のための災害協定の締結ということで、ご質問をいただきました。

阪神・淡路大震災、あるいは東日本大震災、熊本地震、最近では大阪の北部地震、加えてこの9月6日に発生しました、早朝起きました北海道地震、また、先ほど行政報告でも申し上げましたが、7月の初めに発生しました西日本の豪雨、そして明和町でも連続して襲来した台風等々、こういった自然災害で全国的に多大な被害が、あっちこちで発生しております。

その後、多くの方がやはり避難所での生活を余儀なくされているわけであります。さまざまな災害で亡くなられた方々に慎んで哀悼の意を表するとともにですね、被災された方々に心からお見舞いを、私のほうからも申し上げたいと、そのように思います。1日も早くですね、普段の生活が取り戻せるよう心から願うところでございます。

さて台風21号でもかなりの強風で、町内の各地域で長時間にわたる停電が

続きました。飲料水は幸いにも自家発電で供給ができましたが、多くの家では家電に頼っている状況がみられまして、ご質問にありましたお湯とかですね、あるいはお風呂とか、そういったところでその対応にですね、非常に苦労されたのではないかなというふうに思っております。

大震災時にはですね、議員ご指摘のように、いろんな状況が考えられるわけでありまして、今までの大震災等々テレビ等の報道で見させていただきますと、大変多くの方がですね、困ってみえたということ、これらが手にとるようにわかるわけでありまして。

町におきましても、さまざまな対応がこれから求められるわけでありまして。町が現在、いろいろな災害協定を締結をしておりますが、去る3日にですね、岩手県久慈市との間に締結しました災害協定を含めると、実は56件に相成ります。

そういう中で、ご質問がありました明和町の今の状況、飲料水等の生活物資等に関する内容につきましては、防災企画課長のほうから詳細について、答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 北岡議員からご質問いただきました、災害時における避難所等におけるお湯と飲料確保のための災害協定の推進についてのご質問ですが、そちらについて答弁申し上げます。

町が締結している災害協定につきましては、先ほどもありましたように、56件となっております。その内、飲料水等の生活物資の供給に関する協定は5件、お湯を沸かすために必要なプロパンガスの供給に関する協定も、三重県伊勢市LPGガス協会と締結し、燃料確保に努めております。

備蓄に関しましては、釜やガスコンロを備蓄、保存水も6つの小学校、明和の里、担い手センター、役場に設置しました防災備蓄倉庫に備蓄をしております。

ご質問いただきました災害時に避難所等でお湯と飲料を提供できる、災害

対応型紙コップ式自販機の設置及び防災協定につきましては、通常時は有料でコーヒー等が販売され、災害時には協定に基づき無料でコーヒーやお湯を提供されるというものでございます。

現状の備蓄や災害協定等により避難所において、お湯等を提供することは可能であると考えております。災害対応型紙コップ式自販機を設置するにあたりましては、明和町の場合、避難所である小学校に常設するということは考えておりません。

また、自治会の公民館への設置についても、その利用度を考えますと、設置する業者からしますと困難ではないかというふうに思っております。考えられる施設としましては、総合体育館、中央公民館、担い手センターでございますが、こちらも利用度を考慮し、業者が設置できとなった場合、施設管理者と協議の上、協定も含め検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 検討課題ということで、聞き取っておきますが、どこでもいろんなことが起きて、その時には机上論ではできるとっておっても、できないということがたくさんあって、災害というのは起きたり、長く支援ができることが、早急にできなかったりということが発生しますので、さまざまな対応策をですね、考えていただきたいなというふうに心から念ずるものでございます。

次に、災害時の同じような対応策なんでございますが、乳児用の液体ミルクの製造販売解禁に伴い、避難所等への備蓄検討を求めたいというふうに思っております。

厚生労働省は、これまで公明党が長年主張してまいりました、乳幼児用液体ミルクの製造販売を可能にする規格基準を定めた改正省令を施行しました。

これにより企業が製造販売できるようになりました。

この液体ミルクというのは、常温で保存でき、容器に吸い口を装着すれば、直ぐ飲めるもので、海外では広く利用されております。市販されれば子育て負担の軽減や災害時の備えにもつながります。大規模な自然災害が相次いでおり、清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に、乳幼児の命をつなぐ貴重な栄養源となります。

実際、東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援物資として被災者に届けられ、母親の皆さんからは歓迎されたようでございます。液体ミルクが市販されるようになるまで、約1年以上かかる見通しではありますが、町民の皆さんに対する周知や広報、また販売された時には災害時の備蓄品に加えるよう検討すべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

乳幼児液体ミルクの災害時の備蓄及び町民の方々への周知についてのご質問でございます。

明和町では現在、乳幼児用のミルクの備蓄は行っておりません。乳幼児それぞれで好みの商品があったり、月齢によりまして、ミルクの種類が異なっておりますことから、また、アレルギーのことも考慮する必要がございます。そのため明和町では、現在備蓄を行っておらず、各家庭で非常持ち出し品や備蓄品として、ご用意いただくよう進めております。また、災害時には生活物資の協定に基づき、供給要請をすることとしております。

ご質問いただきました液体ミルクが市販された後の備蓄につきましては、現状と同様、災害協定により供給を要請していく考えでございます。また、平時での液体ミルクに関する住民周知につきましては、健康あゆみ課が出産後に実施しております健診等の機会を通じて行うなど、検討してまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問ございませんか。

○9番（北岡 泰） これも周知が大事だというふうに思っております。災害支援協定を結んだ企業さんとの間にですね、この液体ミルクというのを追加の物資項目の中に入れていただく、もう津市さんはこれをするというふうに市長さんが言われておりますので、明和町もそのような形で取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、今度は健康のほうに移っていきたいと思います。

3点目が、乳幼児健診時における小児ガンの早期発見を推進するための対策を求めたいと思います。

乳幼児の死亡原因の第1位は小児ガンというふうになっていますが、年間、発症数が少ないために、多くの医療機関では小児ガンに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診の遅れなどが懸念されています。

そのため、早期発見に向けました住民への啓発が重要となります。また、小児ガンの中でも、網膜芽細胞腫というのは、白色瞳孔や斜視の症状が現れるので、乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につながる可以说是とされています。

我が国では小児の死亡原因の第1位はガンとなっています。この小児ガンの患者と家族は、発育や教育の対応など成人のガン患者とは異なる課題を抱えています。小児ガンの発生数は、年間に2,000人から2,500人と少ないのですが、小児ガンを扱う医療施設は、全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児ガンに対する医療経験は乏しい中、この小児ガン患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。

国のほうでは昨年より全国15箇所に、小児ガン拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。そこで、わが町では小児ガンの早期発見のために、どのような取り組みを行っているかを伺います。

また、先ほど言いましたように、小児ガンの中には、網膜芽細胞腫という目のガンがあります。発症は出生児1.5万人から1.6万人に1人というふうに少ないのでありますが、このガンは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子どもの目の異常に気づき受診に至っております。素人でも病状に気づきやすい小児ガンといえます。

腫瘍が眼球内に止まっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いそうで、そのためには早期発見が重要なことは言うまでもありません。この網膜芽細胞腫は白色瞳孔や先ほど言いましたように斜視の症状が現れるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につながるができます。

どうかひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 小児ガンと言われるものにつきましては、いろいろあるというふうにお聞かせをいただいております。白血病とか、あるいは脳腫瘍とか、神経芽腫とかリンパ腫とか腎腫瘍、神経芽腫と呼ばれるガンの原因というのが、胎児の体の神経や腎臓、網膜などになるはずだった細胞が、胎児の体ができあがった後も残っていて、異常な細胞に変化し増えていった結果と考えられるということなんですな、あまり私も医学的なことはあまり承知をしておりませんので、健康あゆみ課長のほうからですね、詳細について答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 小児ガンの症状は、ほとんどが特別なものではなく、風邪のような症状や痛みが続くといった、一般的な理由で医療機関を受診し検査した結果、ガンと診断されることが少なくありません。また、乳幼児は自分の症状を訴える表現方法が未熟なこともあり、子ども自身や家族が気づかないことがあります。

小児ガンは発見が難しく、ガンの増殖も早いのですが、大人のガンに比べ

て、化学療法や放射線療法に対する効果が極めて高いというのも特徴であります。

現在では、70から80%が治るようになってきました。

ご質問にありました網膜芽細胞腫は、網膜に発生する悪性腫瘍で、出生児の1万5,000人から1万6,000人につき1人の割合で発症しているものです。網膜に腫瘍ができると、視力が低下しますが、乳幼児はまだものが見える、見えないという状態がよくわからず、その状態を伝えられないことから、目が白く光って見えたり、左右の眼球の動きがあっていない、斜視という状態ですが、まぶたの腫れが見られ、家族が気づいて受診するケースが多く、95%が5歳までに診断され、早く治療が行われれば生命に関わることは少なく、治癒させることができるものです。

早期発見のため乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問において、保健師が外見や目の動きを確認しております。また、乳幼児健診の医師健診アンケートの目の項目に、白色瞳孔を追加しているかどうかのご質問ですが、4カ月健診において、仰向けで動くものを左右の端から端まで、目で追いますかの問診項目があり、また、母子健診手帳におきまして、目つきや目の動きがおかしいのではないかと気になりますか、や7カ月頃には瞳が白く見えたり、黄緑色に光ってみえることがありますかという項目があり、そのような症状が見られる時は、目の病気の心配がありますので、直ぐに眼科医の診察を受けましょうという注意書きもあり、それに基づき医師がチェックすることとなっております。

さらに1歳半健診表においては、目について心配なことはありますか。また3歳児健診においては、目のアンケートの記入や自宅で簡単な視力検査を行ってもらうなど、節目節目において、チェックできることとなっています。

4カ月、10カ月、1歳半、3歳児健診を受診していただくよう勧奨することや、現在は乳幼児期における予防接種の種類が増え、医療機関に受診する機会も増えておりますので、気になることがあれば、直ぐに医師に相談して

いただくよう、保護者に促しているところであります。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、いかがですか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） よくわかりました。是非しっかりと一つひとつの健診等をですね、対応していただいて、私も三重大の小児科のさまざまな病気のお子さんがみえるところへ、一度視察に行ったことがありますけれども、ご家族を含めてですね、大変な思いをされているというお話をお聞きしました。

是非、お一人でもですね、早く見つけていただいて、早期で治療していただけるように、そういう取り組みを明和町として、しっかりしていただいて、また周知もしていただいて、進めていただきたいというふうに心から思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、高齢者のほうにちょっといきたいと思います。身元保証人不在の高齢者に対する対策を求めているというふうに思っております。超高齢社会を迎えようとしている現在、配偶者に先立たれたり、兄弟や子どもがいないなど、身元保証を用意できない高齢者が増えてきております。この身元保証人がいないことを理由に、適切な医療や介護を受けられないような事態は避けなければならないというふうに、私は考えております。

また、身元保証人につきましては、住居、アパート等ですね、そういう契約や就職などでも必要となる場合があります。行き場を失う人が出ないよう対策を進めるためにも、公的な認証制度のあり方について、検討を始める時期がきていると思われま。

例えば東京都足立区の社会福祉協議会では、事前に契約を結んだ一人暮らし高齢者の入院や入所を保証する制度をつくられているようであります。近づいております明和町の超高齢化社会を支えるためにも、検討を始めるべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご指摘いただいた課題はですね、本当に切実なものがあるというふうに、我々も思っておるところです。特に団塊の世代、我々の世代がですね、もうあと5年もすると後期高齢の部分に突入をしていくという形の中で、今お話がありましたようなことが、多々起こってくるんじゃないかなと、そのように思っておるところです。

また、制度的にはですね、後見人制度とか、あるいは任意後見人制度とかというような形の中で、今、制度的にはそういうものも普及はしてきてはおるんですけれども、なかなかご指摘があるように狭間でですね、苦勞される方がいるんじゃないかなと、そのように思います。

私も福祉課長時代にですね、いろいろと相談を受けた時に、お話がありましたように、身元保証人、あるいは身元引受人、こういった問題でですね、なかなか施設側も最終的に亡くなられた時にですね、ご遺体を引き取ってくれる、そういう方がいないとですね、なかなか入所等に結びついていかなかったという経験も実はさせていただいております。

そういう事例はですね、徐々に多くなっているというのは、現実でございまして、今どのような対応をしているかということにつきましては、中心になって包括支援センターが、今、頑張ってもらっておりますので、課長のほうからですね、ちょっと今の明和町の現状と、ご指摘がありました東京の足立区ですか、そこで行われているような内容について、ちょっと答弁させていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 健康ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 地域包括支援センターのほうでですね、いろんな相談にのっていただく中ではですね、身元保証人が本当にいないかどうかというのを実際に調査しに行っているんですね、親族がおみえであることがわかった場合は、身元保証人をお願いできないかというようなことを調整させていただいているようでございます。

また、施設や病院としては、必ずしも身元保証人が必要という、全ての役割を求めているわけではございませんでして、例えば支払いの管理がちゃんとできるのかどうかとか、あと緊急時に連絡をつけることができないのかということを、一番に心配されているケースもございます。そういった場合には、成年後見人制度を活用していただいたり、あるいは行政機関などが緊急連絡先に指定していただくことで、病院や施設のご理解をいただきまして、入所・入院ができるように、そういったふうにですね、地域包括支援センターなどでは支援をしているようでございます。

ご質問の中にございました、東京都足立区の社会福祉協議会では、権利擁護センターの事業として、身元保証の一部の役割を補完する取り組みが行われていると伺っております。この事業につきましては、支援可能な親族がいない、65歳以上の一人暮らしの方を対象にしております。資産が3,000万円以下、住民税が非課税で、不動産収入や負債がないことが要件とされております。成年後見人制度や日常生活自立支援事業などの制度で対応できないような、ある程度判断能力の方について、支払いなどの面で他の仕組みを活用できない場合に、補完的に支援を行っているようでございます。

明和町におきましても、既存の制度では対応しきれないようなケースにあたっては、今後、制度の狭間を埋めていく、何らかの取り組みが必要になってくるかというふうに思います。将来的な時代に即したですね、あり方について、明和町の社会福祉協議会とも協議をしながらですね、検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問ございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 必要であるということは認めていただきましたので、しっかりと協議をしながらですね、皆さんが安心して暮らせる高齢社会をですね、迎えられるような体制づくりに、町長さんもあと3カ月でございます

が、一つ号令をかけていただきまして、しっかりと推進していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次にいきます。

今度は教育のほうにちょっといかさせていただきます。

学校現場におきます業務の適正化を踏まえて、学校給食の公会計化の推進を求めたいというふうに思っております。

平成29年12月26日にとりまとめられました、学校における働き方改革に関する緊急対策、これにおきまして、学校徴収金の徴収管理につきまして、学校給食については、公会計化をすることを基本とした上で、地方公共団体がその徴収管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金につきましても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化にむけた好事例を提示するというふうにあります。

明和町におきましても、文部科学省が平成30年度でガイドライン作成をするというふうに言われておりますが、対応できるよう取り組むことを求めたいと思いますが、町長、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 学校給食の公会計化につきましては、6月議会の時に、中井議員からも質問が出ておりましたこともございますので、私のほうで答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず学校給食が適切に実施されるには、保護者が負担すべき食材料費等につきましては、適切に負担していただくことが、まずもって不可欠であります。その時に学校給食を未納している保護者には、一部の保護者が未納であるために、他者に影響が生じたり、負担が発生するなどの問題が生じる旨を伝え、このような問題が生じることを、保護者に了知していただき、果たすべき責任を十分認識いただくよう、理解と協力を求めているところです。

学校給食費の取扱方法につきましては、町の収入として、収入業者に対する支払いについて、町で予算を組んで、その支出として支払う方法である公の会計、公会計と。学校長の責任で管理をし、徴収支払いをする方法である私の会計、私会計とがございます。どちらの方法をとるかは、町の実情に応じて町の判断に任されておるところです。

明和町では現在、私会計を採用しております。ちなみに全国的には、変更は出てきておるとは思いますけれども、公会計を実施しておる市町、自治体は40%、そして私会計のほうでいっているのが60%というふうな割合になっておると思います。

公会計につきましては、文部科学省は北岡議員がおっしゃられたところ、その通りなんですけれども、学校給食については、公会計処理をすることを基本とした上で、その徴収、管理業務について、学校現場にある業務負担が大変なんだ。そういう観点からも学校ではなく、自治体が担っていくことが重要なんではないだろうか。この取り組みを進めるようにというような趣旨の通知が改めて、7月にも出されております。

また、文部科学省は平成30年度に学校給食費の徴収管理業務に関するガイドラインを作成することになっております。このガイドラインを作成するにあたりまして、先般、学校給食徴収管理業務に関するアンケートの依頼もございました。このガイドラインが示された後は、おそらく地方自治体の業務として、全国的に公会計へシフトしていく可能性が高いとは考えますけれども、明和町教育委員会といたしましては、公会計を採用するメリット、デメリットについても、十分検討しながら、合わせて現在、私会計で行っているところのメリットが、十分反映されるのかを見極めることも大切であると、一方では考えております。

さらに公会計への移行にあたりましては、新たな管理方法の構築や電算システムの導入や、その経費が必要となるとともに、新たな職員配置も必要となることも考えられるのではないかなと思っております。

公会計への移行については、今後の課題として、やはり認識をし、公会計を導入している先進的な自治体における徴収管理の課題、そしてまた解決方法、効果等の状況を十分把握し、また、文部科学省の今後の動向も検討しながら、しっかりと検討しながらですね、進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 言っていただきましたように、60%がまだ私会計であるということでございます。ただ公会計になった自治体の中ではですね、公会計にすると、こども手当のほうから給食費を自動的に天引きするとか、そういう体制があつて未納がなくなる。こういうメリットがあるんだというふうなお話も聞いております。

それは保護者さんのご理解がいただかないといけませんけれども、そういう意味でも少し体制が変わってきているのかなというのと、私の経験というか、今までの記憶の中でですね、明和町は6つの小学校がございまして、それぞれ学校において、地区・地区のですね、商店だとかいろんなものがありまして、そこからの納入を進めてきた。地域のやっぱり発展も、そういうものが需要でございまして、そういう形で給食の食材を地元で買おうということで、私会計がそれぞれの学校で進んできたんだというふうに思います。

ただ現状を見ますと、学校のほうも小学校の再編という形で、だんだんとパイが小さくなっていきます。地域という形がなくなってきます。また、地域の商店街も今どんどん減ってきておりまして、だんだんと納入先が減ってきている。

そういう形ですね、ちょっと時代的に体制が変わってきておりますので、そういうものも含めて、しっかりと簡単にいえば一本化して、きちんとした食材を提供してもらえ、安定した供給をもらう。そういうものも含めなが

ら、公会計というのを導入して、またこれも未納というのを減らしていく。両方の形をですね、手綱をとりながらですね、明和町の学校給食というのを考えていただけたらなというふうに思います。

人的な支援がどうしても必要というのは、これはわかりますけれども、学校現場の負担というのを減らしていかないかんというのは、まずは重点でございまして、そういう形で進めていただければなというふうに思いますし、すいません。しゃべりながら考えておって、忘れてしまいましたけれども、私ども公明党はですね、学校給食の無料化を。それぞれ消費税が来年10%に上がるという前提ではございますが、子どもたちの教育負担の軽減は進められます。これを進めた上で、その上でまたもう一段、学校給食の無料化を、私ども公明党は進めていきたいというふうに考えておりますので、そういう意味でも公会計でやっていただかないと、その体制整備がなかなか進まない。

学校現場の負担軽減と両方合わせてですね、是非ご検討を願いたいと。教育長さん、町長、副町長さんはきっとこれでお引きになられると思いますけれども、なったばかりでございまして、是非残っていただいてですね、この教育現場のですね、さまざまな課題を一つひとつ丁寧に解消していただければなと、私は期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次にいきます。

これはされているとは思いますが、確認の上で質問させていただきます。8点目、学校でのすいません、番号間違えています。

学校での心肺蘇生教育の普及・推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備を求めているというふうに思います。

突然の心停止から救いうる命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があります。学校での心肺蘇生教育は、その柱になるというふうに思っております。我が国では平成16年に、市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によ

って救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、いまだなお年間、毎年7万人に及ぶ方が、心臓突然死が亡くなっているのと同時に、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生していると聞いております。

その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命ができなかった事例も複数報告をされています。

このような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示をされました、中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷病の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行いことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、自習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む、心肺蘇生教育を行っている学校は、平成20年度実績では小学校4.1%、中学校では28%、高等学校でも27.1%と、非常に低い数字であります。

そこで伺いますが、明和町におきましても、児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童・生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは、喫緊の課題であると考えますがいかがでしょうか。

また、明和町の小中学校における児童・生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みを含め、ご答弁を願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 学校におけるAED等を使用した心肺蘇生教育の普及推進を含む、児童・生徒の命を守る危機管理体制につきましては、極めて重要なことだと、私自身も認識しておりまして捉えております。

AEDの設置につきましては、各学校に設置しております。ちょうど私、10年前に修正小学校に着任した際に、ちょうどその時期だったと思いますが、町のほうからAEDを設置してもらっておるところです。

設置場所につきましては、当時もいろいろ議論されましたけれども、体育館のほうに設置をしておる状況でございます。中には、今現在は校舎内に2台目を設置している学校もございます。校舎内に設置をしていない学校もまだあることから、この点につきましては、十分と今後検討していかなければならないなと思っておりますので、検討課題としたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、AEDの講習につきましては、松阪地区広域消防組合、明和消防署のご協力をいただきまして、応急救護訓練として、全教職員、そしてまた保護者の方を対象に、毎年実施しておるところです。特に保護者の皆さんにおかれましては、夏の学校水泳、プール水泳の際の監視員として必要ということもございまして、数年前からだいぶ前ですね、だいぶ前からこの訓練については、やらしてもろとるところです。

その応急救護訓練の中に、そのAEDの講習も含まれております。また、明和中学校では2年生、中学校の2年生に対しまして、応急救護訓練を実施いたしました。小学校では5年生の後期に保健の授業の怪我の防止の中で、怪我の発生や怪我の手当などの学習を行います。この時に怪我の手当の発展学習として、心肺蘇生とAEDについて、学習することになっています。

ただ、体験学習をするとか、そこまではいっておりませんが、こういう方法があるよということの学習をすることにはなっております。

子どもたちが命を大切にして、それから、人を思いやる心を持てるように、

また率先して応急手当や心肺蘇生といたしました行動がとれるような指導を継続していくとともに、これはやはり指導にあたる教職員の育成、今しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

現行の学習指導要領では、小学校では体育の授業で怪我の防止、擦り傷や微出血などの簡単な手当などを学習することになっております。中学校では、障害、怪我の防止とともに、応急手当が学習内容に位置づけられているところでございます。また、2021年度から実施される中学校新学習指導要領の保健体育の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、怪我の悪化を防止することができる、そういうことを一つできること。

そしてまた新たに、応急手当には心肺蘇生等があること。そして、心肺蘇生の重要性ということを学習していくようにしております。今後、中学校の保健体育授業で行われております、救急救護講習の充実、AEDがいざというときに使えるように、器具の点検はもちろんのことはありますけれども、体験的な学習、それはAEDの実際に活用するスキルを学ぶということも含まれますけれども、そちらの学習の充実、指導の強化を図っていかなければならないと考えております。

かけがえのない児童・生徒の命を守ることは、学校教育にとっては、最優先課題でありますので、今後も引き続き各学校において、日頃から児童・生徒の安全・安心な環境、そしてまた体制づくりに努めていきたいと考えております。

特に体育の授業での事故、そしてまた今年、これ大変でございましたけれども、熱中症など、命に関わるような重大な事故などについては、各学校に対しまして適切に注意喚起をし、児童・生徒の安全確保に万全を期すよう指導を続けているところでございます。

今年の夏は自由水泳の際、熱中症のこともありまして、私、連絡をしまして、各学校ただちに適正な対応を既にしてもらっておりました。そういったことが私たち、子どもたちの命を守る上で、危機管理意識を高めるた

めに、改めて大事なことだったなとは思っております。

各学校で起こりうるさまざまな状況に応じた具体的な措置や、緊急時の対応が迅速かつ適切になされるよう、今後も引き続きしっかりと指導をして、学校を見守っていきたいなと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 対応をしっかりとお願いしたいというふうに思っております。

先ほど教育長のお話の中でですね、学校現場のほうから、AEDの設置場所を再度検討したいとかというお話があったというふうに思うんですけども、現状は体育館内というふうにお聞きをしました。

今、学校でですね、だんだんと屋外開放が進んでおりまして、児童・生徒さんのために体育館にということで設置されておるんでしょうけど、開放しとる運動場等でですね、もし事故等が起きて、そういう心肺停止が発生した時ですね、やっぱり直ぐに取り出せないということで、学校の玄関であったり、外側ですね、それとか体育館の中に設置されておるものを、外に置こうというふうな対応が、だんだん進んできているようですが、そこら辺の考え方、ちょっと教育長さんに再度お聞きをしたいと思います。2台目を設置しとるという学校もあるということで、すごいことやなというふうに思うんですけども、それも含めてですね、簡単にいえば学校教育の現場は体育館の中だということなんですけれども、原稿にないんですけども、ちょっと教育長、町長さん、その他の施設なんかもですね、やっぱり中なのか、外なのかということですね、緊急で閉館しておっても、直ぐ使える。玄関に、表側に設置したらですね、中央公民館なり何なり、駐車場で倒れたという時でもですね、閉館しておっても直ぐ使えるというふうになると思うんですけども、防犯というか、盗むような人がおるかもわかりませんが、あんまりあんな

もん盗んでいっても、何の意味もないと思うんですけども、そこら辺のちょっと検討というのは、どんなふうにされるのか、合わせてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） AEDの設置につきましては、先ほど言われましたように、今はどちらかというと施設内で活動する人たちを対象にという形で体育館なり、あるいは施設内に置いておるわけであります。しかし、今よく言われますように、今年の夏のようにですね、外でいろいろな屋外で活動されてみえる、そういう人たちのためにということになればですね、非常にご指摘があったように、例えば閉まっておって、なかなか取り出せなかったとか、そうするというような格好の中ではですね、非常に設置場所についてはですね、今後いろいろと検討していかなきゃならんのかなと、そのように思っておりますし、逆にいうと台数をですね、徐々にですが増やしていくことも検討の一つとしてですね、考えていくということが、求められていくというふうに思っております。

ただ費用の面とかですね、どこへ置くかというようなことの部分は、さらに検討を加えていく必要があるだろうと、そのように思っています。町としては一応公共施設、コミセンだとか、いろんな人が多く集まるだろうと思われるところについては、一応AEDを置いてございますけれども、さらにという形になると、正直どこへ置くかなというようなことは、いろんな検討を加えてですね、考えていかなきゃならん課題かなと、そのように受け止めています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

教育長。

○教育長（下村 良次） 私のほうから別件のところで、各学校に2台目が設置されておるものは、明和町の場合、7校、小中学校であるわけです。3校に校内のほうにも設置してもらっております。そちらについてはPTAの

会計等々で、会費等々で補ってもろとるようなことを聞かせてもろとるところでございます。

それから、設置場所につきましては、当時から本当にいろいろ議論がございまして、明和町の場合、小学校の体育館も含めて、社会教育に開放しとる部分がございますので、どこへ置くんやという問題がございました。最終的に体育館につけまして、私の経験なんですけども、ちょうど体育館でもいろんな場所がございますので、玄関口へ私の場合は付けたんですけども、その際には、外で何か起こった時には、もう苦肉の手段として、ガラスをぶち割ってくれというふうな格好で、当時は学校の中で起こったことのために、やっぱり一つ欲しいなという思いがございましたので、体育館に設置した方向になったんだと思います。

今はAEDのほうの活用も、体育館だけでなく、夏の時点では学校でそのままプール水泳になってきましたら、プールへ持っていくます。

それから、夏の水泳、親御さんに見ていただく地区水泳につきましても、その際にもAEDを持って行ってもろとるような状況でございまして、そしてあとやっぱり大きな学校で、違う予算の中でAEDを付けていったということもありますので、今後はやっぱり校舎内にも一つあるといいなというふうな思いはございますので、検討課題というふうな形にはなりますけれども、前向きに考えていきたいなと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2点でございますので、よろしくお願ひします。

オリンピック・パラリンピックに関する映像資料を、教育現場で活用し、周知啓発を求めたいというふうに思っております。これもされているかもわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2020年8月25日に開幕をいたします東京パラリンピックまで、2年を切りました。世界最高峰の技と力を競い合う22競技、540種目がすべて決定されるなど、大会準備が進む中、障がい者スポーツの魅力を発信しようと、東京都や大会組織委員会をはじめパートナー企業による競技体験などが、活発に今、開かれているところでございます。

そこでお聞きをいたします

スポーツ庁より、オリンピック・パラリンピックに関する指導映像資料が届いているとは思いますが、明和町の教育現場における活用状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） スポーツ庁のほうから提供いただいております、オリンピック・パラリンピックに関する指導映像資料でございますけども、もう既に学校のほうには届いております。

今後どのような映像資料を、これを活用していくかにつきましては、各学校でそれぞれ今、考えてもらっておるところです。中身を見ておりますと、やはり東京オリンピック・パラリンピックを紹介していくとともに、やっぱり日本で行われるんだよと、この祭典を多くの外国の方を迎えられるいい大会になるといいなというふうなプロモーションビデオとともに、中にパラリンピックで活躍されておる人たちの、これまで力をつけてきた背景、その辺りで心の教育も含めた教材として受け止めておるわけなんですけれども、これも含めまして、学校の方でどの学年でどの教科で使っていこうかということは、今後考えてもらっておるところですので、お伝えしておきたいなと思っております。

そして、2020年に行われる東京オリンピックとパラリンピックは、やはり世界中から多くの人々が日本を訪れ、世界最高峰のアスリートによる熱戦が繰り広げられます。私たちも本当に楽しみにしておるところでございます。子どもたちにとって、東京オリンピック・パラリンピックが貴重な機会とな

り、かけがいのない財産となるためには、子どもたち一人ひとりがオリンピック・パラリンピックについて学び、理解を深め、自分たちはどう関わるることができるのかを考えることも重要です。

知る、そしてまた調べる、考える、体験するといった行動を中心に、児童・生徒がスポーツに関心を持つきっかけになれるよう、またこれを機会に子どもたちの生きる力が、より深めていけるよう、生きる力、それはやはり生き方の問題でもありますし、感謝をし、おもいやりの心、そしてまた多くの人の支えがあって、今があるだというふうなところに、映像の中には盛りたくさんに、ふんだんに盛り込まれておりました。

そういったことから、人づくりをしていくということも含めまして、道徳、そしてまた人権教育の中でも、使用していってもらうのが一番いいのかなと思ったりしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非お願いしたいと思います。現場でどんなふうに使われる、今、使われているのかどうかを、ちょっと確認をしたかったので、再度あとでご答弁をいただきたいと思いますが、私も見せていただきまして、約15分間の映像でございました。

第1版が出て、約2年ぐらいになってくるのかなというふうに思いますので、この間どんなふうに使われてきたのか、先ほど教育長さんが言われるように、生きる力を育てていく、オリンピック・パラリンピックの普及情報提供、それだけで終わってしまっただけではなくて、やっぱり東京オリンピックですので、東京が中心になってしまっただけで、日本中の皆さん、子どもさんたちに、こういうものだよというのをね、先ほど教育長が言われましたように、知っていただく、そして感じていただくというものも大事だと思いますが、

明和町もですね、何ていうスポーツでしたっけ、障がい者のスポーツを大会の競技の中で一つ明和町で開催されるというふうに、ごめんなさいね、直ぐ忘れてしまいますので、教えていただきました。

また、今度ですね、スポーツ庁のほうから、今度は第2版が出るというふうに言われておりますので、もう1版を使わないうちに、第2版が来てしまったら困りますので、是非、第1版のですね、どんなふうに現場に使われているなら使っている、使われてないんだったら、どんなふうにされていくのか。

そして、第2版はまたしっかりと見ていただいて、どのようにそれをまた子どもたちに返していくのかというのを、ちょっと確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 現在その映像資料につきましては、各校には既に届いておりますので、校長先生はじめ職員みんなには見てもろとと思っています。

また、今年度から道徳が教科化になりましたので、その中のカリキュラムの中に、もう既に入れておるところがございますので、既に実施した学校もございますし、これからその単元の中で実施していく、映像資料を提供していく。そして学習を組んでいくというふうな形でしておると思いますので、お伝えをしたいなと思います。

合わせてパラリンピックとオリンピックの、この映像資料だけではなく、たくさんの映像資料につきましても、人権そしてまた道徳の中へ、しっかり生かしていくようにカリキュラムを組んでおりますので、ご紹介をさせてもらっておきたいなと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、最後でございますが、新たな病ということで、ゲーム障害に関する学校及び家庭に関する周知・啓発を求めたいと思ひます。

世界保健機関、WHOはオンラインゲームなどに没頭し、生活や健康に支障を来すようになる状態をゲーム障害という、新しい疾患として、国際的に位置づけることとし、来年5月のWHO総会で正式に採択されるようでございます。

WHOはゲームへの衝動が制御できない、食事や睡眠より優先する、仕事や学業に問題が起きても中止ができないといった状態が1年以上続くのが、ゲーム障害の特徴というふうにしてあります。

厚生労働省などの調査によりますと、我が国では成人約421万人、中高生約52万人にゲームを含めたインターネット依存の恐れがあると推計されています。特に心配なのが若年層の依存症で、国立病院機構久里浜医療センターの樋口進院長は、一度この依存になってしまうと、大人に比べて治りにくいというふうに指摘をされています。

子どもを重傷化させないためにも、家庭や学校がどう対応すべきか、早急な検討課題であると思われていますが、明和町の現状の取り組み、またこれからどういうふうにしていくのかを確認したいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） ゲーム障害についてですが、先日厚生労働省研究班が、病的なインターネット依存が疑われる中高生が5年間でほぼ倍増しというふうなことがございました。この5年間というのは、ちょうど私たちも含めてスマホ、一般にほとんどの者が持つようになってきた頃からとは思っております。全国でそれが93万人にのぼるとの推計を発表いたしました。中高生7人に1人にあたる計算となります。スマートフォンを使ったゲームやSNSの普及が背景にあると考えられています。

このようなことから、インターネットやオンラインゲーム、SNSなどを
使いすぎる状態で、日常生活に支障が生じるネット依存が問題視されてお
ります。

一方、今年4月に実施しました全国学力学習状況調査の質問事項に、こ
んなことがございます。生活習慣に関する調書がございまして、調査項目の中
に、放課後や週末に何をして過ごすことが多いのかとの質問の中で、中学生
では学校の部活動に参加している割合が、放課後では90%を超え、週末でも
75%を超えていますが、合わせて家でテレビ、ビデオ、DVDを見たり、ゲ
ームをしたり、インターネットをしたりしていると答えた割合も90%を超
えております。

そういうことは部活も90%を超えておって、家から勉強しとるのはどこに
あるのかなと思うようなことが、そこで伺い知ることができるのではないか
なと思っております。

小学校の調査でも家で勉強や読書をしている、家族として過ごしている、
友だちと遊んでいるとの割合も高いのですが、家でテレビやビデオ、DVD
を見たり、ゲーム、インターネットをしたりしている割合は85%を超えて
います。ゲーム障害やネット依存に陥らないためにも、まず適切な利用を促
すことが、子どもたちには大切なことなのかなと考えております。

スマートフォンの使い方、インターネットの使い方などについては、講演
会などさまざまな教育活動の中で、そしてまた学習の中でも指導をしてお
るところでございます。

また、県教育委員会から配布された児童・生徒一人ひとりが、スマート
フォン等の使用について、振り返る機会とするための啓発リーフレットを
児童・生徒、そしてまた合わせて保護者にも配布いたしました。

生活習慣の中で、スマートフォンやインターネットなどの利用時間を確認
することで、児童・生徒が自ら振り返ることができるように、チェックシ
ートを使用した生活習慣調査、アウトメディアチェックと、ちょっと言いにく

いんですが、アウトメディアチェックなどを町内の各小中学校で、年3回行って、自分を振り返る、自分の使用度を振り返る。こんな危険があるんだよということも、シェアしていくというようなことを3回やっております。

チェックシートにつきましては、学校独自で作成したものを、県のものを加工して作ったものだと思いますけれども、学校独自で作成したものを使用している学校と、県が作成しているそのものを使っている学校等ございます。

チェックシートの結果については、保護者と情報共有を行っています。そしてその結果を、児童・生徒にもフィードバックをし改善に向けた取り組み、例えばメディア依存が引き起こす課題について、保護者や児童に伝え生活習慣の見直しにつなげたり、テレビ、メディア等と接する時間を減らす取り組みを、読書活動と連携して取り組んだりしております。

また、その結果報告等々についてであったり、子どもたちに学習した中身につきまして、学校だより等々で校長先生も意識をして発信してもらっているようなことでございます。

また、町内の小学校2校では、県教育委員会生徒指導課による、三重ネットスキルアップサポート、児童のインターネット社会で生き抜く力、子どもたちの情報、モラルやリスクに対する能力を把握するとともに、県の指導資料を用いて指導を行い、インターネットの適切な利用に対する知識、態度の育成に取り組んでもらっておるところもございます。

町教育委員会としましても、継続して児童・生徒がインターネットなどを正しく安全に利用できるようになる取り組みや、保護者に対して必要な啓発を行うよう指導してまいりたいと思っております。

合わせて子どもたちには、小中学生の児童・生徒には学校で、学校もすごく危険なことやと意識はしておりますので、しっかりと指導しております。合わせて大事なのは、私たち大人社会もそうではないのかなと思っているところがございますし、インターネット、スマートフォンをやっぱり与えている保護者の皆さんにも、しっかりとお伝えしていかなければならない時代か

なとも思っております。

といいますのは、ネットであったり、スマホであったりするものは、有効活用すればこんな便利なもんはございませんが、その背景にはやはり心配な部分もたくさんある。今回いただきましたゲーム障害も含めまして、そのことをわかった上で、与えていくということも、やっぱり親の役目、そしてまた私たち大人の役目として、大事なのではないかなということ、また教育委員会として、また違う形で発信をしていければなと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） しっかりと現場で対応していただいているというのは、よくわかりましたので、ありがたいというふうに思っておりますし、これを継続していただいて、また一般質問なんでこんなことするんやというのは、やっぱりこの先でテレビを見ていただいている、少しの方でもですね、こういう状況があるんだというのを聞いていただいて、自分の家庭はどんなふうになっているかなというのを、再度見ていただければなというふうに思っております。

これからも学校教育の現場に対する適切な指導と管理をやっていただいて、明和町の未来を育むお子さんたちの健全な育成に、しっかりと取り組んでいただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で北岡議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

45分まで。

(午前 10時 30分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

5番 中井啓悟議員

○議長(辻井 成人) 2番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「児童・生徒の安全確保について」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○5番(中井 啓悟) それでは、事前通告のとおり一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

児童・生徒の安全確保について、大きく2つの質問をさせていただきます。まず1つ目に町内体育館の安全対策についてということで、老朽化による耐震性と吊り天井の危険性についての現状と対策などをお伺いいたします。

2つ目の項目として、前回の6月議会でも質問させていただきましたが、通学路の安全確保について、その後の検証、また小学生の自転車通学について伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは1つ目の質問、町内体育館の安全対策について、お聞きいたします。2011年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲に甚大な被害をもたらした。多くの学校施設において、非構造部材の被害が発生しました。とりわけ体育館等大規模空間の天井等が、全面的に崩落した例や、生徒が負傷するなど人身被害が生じた例もあり、発生後の調査では、東北地方や関東地方を中心に、全国でさまざまな施設の天井が落下し、音楽ホール、ショッピングセンターや映画館、駅など身近な施設で発生しており、その数、全国でおよそ2,000箇所、わかっているだけでも死者5名、負傷者70名以上にのぼったそうです。

また、2013年7月、静岡県富士水泳場では、湿気や雨漏りなど施設の老朽化により何の前触れもなく、突然天井が落下し、天井を支えるクリップが多数外れていたことが、その後の調査で判明したそうです。

高所からの落下物を防止することの重要性が、改めて認識されたところで、文部科学省は平成25年8月に学校施設における天井等落下防止対策のための手引きというものを策定し、学校管理者に対し体育館等の天井などの総点検と、落下防止策の推進を要請してきました。

また、昨年度の町の防災懇談会では、避難所ごとの避難所運営マニュアルを、懇談会参加者が作成し、体育館施設を含む学校施設をどのように利用するかの検討がされました。

防災面におけるソフト的な取り組みは進められていると感じておりますが、学校施設を管理するハード面の状況はどのようになっているかについて、何点か質問させていただきます。

学校施設の耐震性は大丈夫であるとお聞かせいただいておりますが、I S値等から見て、改めてどの程度の震度に耐えられ丈夫であるのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） それでは、町内体育館の安全対策についてという

質問の中で、学校施設の老朽化による耐震性はどうなのかというご質問をいただきました。

まず I S 値、これは耐震強度を数値化したものでございますけれども、町内の小学校の校舎につきましては、最も古いものは、大淀小学校で昭和39年竣工です。鉄筋コンクリート構造で、約60年の耐久年数から考慮しますと、2024年には60年を迎えますが、平成9年、21年前になりますが、耐震及びバリアフリー工事済みで、I S 値は0.71を示している状態です。

基準では I S 値が0.6以上の場合、震度6から7規模において、振動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が低いとなっております。昭和56年以前に建築された他の小学校では、バリアフリー工事を実施した際に、平成14年、これが平成14年にバリアフリー工事も含めました工事をした際に、上御糸小学校で I S 値0.73、同年に斎宮小学校で I S 値0.84、平成15年に明星小学校で I S 値0.76であり、いずれも I S 値が0.6を上回っております。

各校とも鉄筋コンクリート構造であり、耐久年数が約60年であることから、数値上は大きな問題はないとはいえ、地震の揺れ方や揺れる時間により異なると思われます。

今後、I S 値の調査後からしばらく経っていることもありますし、校区再編も視野に入れた中で、全ての小学校に関しても、しかるべき時期に I S 値の調査を、計画的に行っていきたいと考えております。

ちなみに平成19年以降、官庁施設等々につきましては、I S 値0.75以上を望むというふうな告示が出ておるようでございますので、またしかるべき時に調査をしていかなければならないかなとは認識しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） I S 値の調査は、計画的に継続的にやっていただく

ということですので、よろしくお願いいたします。

合わせてですね、前日の北海道の地震で大変な被害が出ていた液状化、報道等でされておりましたけども、その危険性もあることからですね、建物基礎の調査も実施していただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） I S 値のその調査とともに、やはり液状化現象、それから今回、台風の件でもございまして、高潮対策等々も含めてやっていかなければならないのかなとは思っていますので、また検討させてもらいますということで、今回お願いをしたいと。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5 番（中井 啓悟） では、よろしくお願いいたします。

続いて、吊り天井の危険性についてお聞きいたします。

体育館等の管理施設がいくつかあり、吊り天井等の改修がどこまで進められているのか、お聞きいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 吊り天井のことについて、ご質問がございました。災害避難場所に指定している小学校の体育館につきまして、中心に回答をさせていただきます。

町内の小学校体育館につきましては、竣工順で修正小学校の昭和59年、斎宮小学校の昭和60年、明星小学校の昭和62年、大淀小学校の平成4年、下御糸小学校の平成8年、上御糸小学校の平成11年の順番でございます。いずれも現在の耐震基準の昭和56年以降の建築となっておりますが、東日本大震災以来、吊り天井等の落下などによる被害が出ていることは、報道等で皆様ご存知のとおりでございます。

現在、町内の小学校体育館では6校中、大淀、上御糸、下御糸、明星の4校が吊り天井といった現状でございます。

今後このような体育館に関しましては、文部科学省の補助であります学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に吊り天井の撤去工事を実施していきたい所存です。また、災害避難場所に指定されていることから、防災担当課と可能なところから連携をし、実施をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 小学校については、4校がいまだ吊り天井ということで、計画的に工事をしていただくということですので、よろしくお願いいたします。

その他の施設で、総合体育館、中央公民館など学校以外の大型施設の状況はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。中央公民館は確か改修済みでしたか、ちょっとお聞きします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 今ご質問がございました学校施設以外で、例えば社会教育施設といったことで、総合体育館、中央公民館ということで、そこら辺の天井はどうなっているかということで、ご質問いただきましたけれども、まず中央公民館ですけれども、中央公民館は昔は吊り天井でございましたけれども、平成16年度にですね、大改修を行いまして、もちろん大集会場も大改修を行っております。

その時にですね、吊り天井はもう撤去いたしまして、もう固定天井といった形になっております。

次は総合体育館でございますけれども、平成元年度にできて以来ですね、こちらずっと吊り天井になっております。こちらとしましてもですね、いろ

いり災害時にですね、使用する可能性ももちろんございますので、こちら学校施設ではございませんので、一応社会教育施設でございますので、そういった中でですね、例えば文部科学省の補助とか、そういったものが、交付金がないのかどうかというのを、現在調査中でございますので、また、これにつきまして、何かいい補助とかですね、起債とかございましたら、計画的にやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 避難施設になっていたり、災害対策本部の代替施設でもありますので、こちらも合わせて改修工事を計画的にさせていただくということで、よろしくお願いします。

昨年の4月の調査では、全国平均で学校の校舎など85%が改修済みであるのに比べ、体育館の吊り天井や照明器具などは32%に止まっておるそうです。一般的に改修費用は1件あたり1,500万円ぐらいかかると言われているんですけども、国の財政支援などをうまく活用すれば、町の負担はその15%未満で済むともいうことも聞いておりますので、いろんな方法を取り入れていただいくようお願いいたします。

それでは、大きな項目の2つ目、通学路の安全対策について、本年6月議会でも質問させていただきましたが、その後の検証と小学生の自転車通学について質問させていただきます。

本年の議会懇談会において、保護者の方々からさまざまな質問や意見をいただく中で、通学路の安全確保についての内容が多いと感じました。私自身もそうなのですが、保護者にとっては子どもが朝いってきますと、家を出てから帰宅して顔を見るまでは不安なもので、特に低学年の間は、よりその思いが強いのではないかと思います。

6月議会では通学路の危険箇所の確認と、その対策。地域防犯の取り組み

について、また見守りをしていただいている各団体等へのさらなる支援、道路の見えにくい白線などの補修、通学路専用防犯カメラの設置などを聞かせていただきましたが、その後の検証についての進捗をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 通学路の安全対策につきましては、6月議会以降、児童・生徒を見守る体制の再確認をしていただくため、県が出しました登下校時における幼児、児童・生徒の安全確保についての文書を、小中学校等へ配布し周知したところでございます。

登下校時において、幼児、児童・生徒の安全を確保するため、定期的に通学路等の安全点検を実施し、見通しが悪い、人通りが少ない、防犯上注意を要する場所を把握し、日常の見守りに生かすこと。また児童・生徒に対しても、危険箇所について注意喚起を行いました。

各学校において、夏休み前の地区懇談会において、通学路の安全対策について意見交換も行いました。

教育委員会では改めて学校支援ボランティアの見守り隊の方に、児童・生徒の登下校の安全のために、より一層の目配りと気配りをお願いしたところでもございます。

通学路の危険箇所の確認については、大阪北部地震後、各校において通学路のブロック塀や屋根など危険がないかを確認していただき、空き家などで危険なところについては、人権生活環境課等を通して、所有者に連絡を行ったところです。

合わせて各学校では、見通しが悪いところや、防犯上注意しなければならないところ、交通安全に注意しなければならない通学路の危険箇所について、教員が通学路を回り、危険箇所について再点検を行い、安全確認をしております。また、児童・生徒とともに危険箇所の確認も行ったところです。

一方、6月12日には、明和町通学路交通安全推進会議を開き、会議のメンバーが連携して、児童・生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保

を図る体制を確認し、通学路の危険箇所が発見された時には、会議のメンバーである学校、そして保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行うことを確認いたしました。

また、7月27日には、警察や町内の各種関係団体などで組織する明和町生活安全推進協議会を開催してもらいました。交通安全や防犯についての啓発、情報交換を行っていただきました。その折の子どもたちの安全を守るためにも、地域の方が必要不可欠であります。悲しい事件や事故を未然に防ぐためにも、地域の人々や学校支援ボランティアはじめ老人会や学校などが協力をして、地域全体で子どもたちを守っていくことが必要であり、子どもたちが安心して生活できる体制づくりをしていきたいとのご意見があり、私たちは大変ありがたく思いました。

そして、自治会においても通学路の安全確保のために、自ら見通しの悪い状況のところを確認し、改善していただいた地域もございます。また、夏休みの地区懇談会において、通学路の安全対策について、意見交換を行い、中には危険箇所の報告を保護者からいただき、教職員が現場を確認し、合わせて教育委員会にも報告をいただきました。

そして、児童・生徒に対して注意喚起を行い、各学校だより等で保護者に対して、通学路の安全対策に関する周知、啓発を行っていただいております。以上で6月以降の報告にはなりますけれども、これをもって報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） さまざまな意見をいただいて、自治会さんとかの協力の中で改善している箇所があるということで、大変ありがたいですけれども、見守りボランティアについて少しお聞きいたします。

上御糸校区でいえば坂本のように、しっかり見守っていただいているところもありますが、場所により見守りがちょっと軽微な通学路もある中で、地域支援見守りボランティア等の拡大を、お願いしていくというお考えはあるかどうかをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 6月議会でも紹介はさせていただきましたけれども、教育委員会では学校、家庭、地域の連携協力推進事業として、学校支援ボランティアの見守り隊の方に、登下校時の見守りをお願いしております。

明和市民活動サポートセンターの防犯パトロール隊、青レンジャーによる青色防犯パトロールも実施していただいております。さらに今年になってからはありますけれども、教育委員会のほうにも訪ねていただきました事業者さんがございました。社会貢献活動として、児童・生徒の登下校時の見守り活動に取り組んでいただいている町内の事業者もあります。

この6月から明和町の皆さん方、登下校しっかり地域の皆さんで守っていただいておりますということで、私たちにも何かさせてもらいたいということで、事業者が1社来ていただきまして、大変嬉しいことだと思っております。今後も私たちは犯罪のない安全・安心な町にするためにも、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する必要があると考えております。

この子どもたちを見守っていただける方があれば、是非学校支援ボランティアの見守り隊として、協力していただきたいと考えておるところです。広報やホームページ等で学校支援ボランティアを、今後も継続して随時募集していきたいと思っているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 今後もさまざまな方法で地域の方々や各団体などに周知してお願いをしていただくように、お願いいたします。

次に三重県警から設置要請を受けている防犯カメラについて、現状、6月以降ですので、何も進んでいないように感じるんですけども、今後の対応というふうなことは、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 通学路の防犯カメラにつきまして、現状と今後の対応は、ということでご質問いただきました。

まず通学路の専用防犯カメラの設置につきましては、通報が発生しているのが、一定の箇所ではございませんので、設置場所の特定が非常に難しいといったことや、監視画面の設置、電源の確保、維持管理などといった課題がいくつかございます。

現在におきましては、各学校や幼稚園、保育所、こども園に監視カメラを設置しておりまして、ある程度は建物外も監視できるため、通学路等においては、人材を活用したパトロールを昼夜実施している状況でございます。

なお、通学路につきましては、震災時の危険箇所等も合わせて、学校などからの報告を随時受けるようにしておる状況でございます。

なお、一昨年度、松阪警察署に不審者の情報が寄せられる箇所の候補地から選定をし、警察署と人権生活環境課で防犯カメラの設置にかかる現場立合いを実施していただきました。

しかし、先にも申し上げました監視画面の設置や電源の確保、維持管理などの条件から現在は設置には至っておりませんけれども、今後、設置の方向で検討を行いたいと考えております。

また、三重県の地域防犯力向上支援事業費補助といったソフト、ハードにかかる補助事業もございますが、行政に直接補助されるものではございませんでして、対象となる地域の安全・安心協議会の立ち上げや、モデル地区といった、それを指定する必要があるため、行政のみならず地域や団体などの各方面を対象とした検討が必要となってまいります。

また一方、この7月からはですね、それらとは別に、中部電力において、

外灯防犯サービスといったものが実施されておりまして、手数料や工事費用、維持管理費などは自治体等が負担するといったものでございます。よって、防犯カメラの設置に関しましては、新年度に向けて防犯担当課とも協力をいたしまして、合理的で最も良い設置手段の調査検討を行っていきたいと考えているところでございます。

今後も通学路等における悲しい事件が起こらないよう、防犯カメラの有無に関わらず、これからもパトロールや防犯意識を継続していく所存でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 県の補助事業や中部電力さんのサービスというものを積極的に取り入れていただいてですね、児童・生徒に限らず町民の皆様の安心・安全につながるのだと思いますので、新年度に向けて前向きなご答弁もいただきましたので、確実に一歩ずつ進めていっていただきますようお願いしたいと思います。

次に、小学生の自転車通学について、お聞きいたします。

現在、東野・平尾地区などの自転車通学している現状において、特に低学年の小さな児童が大きなランドセルを背負って通学している危険性について、行政としての考え方とその安全対策は、どのように講じているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 小学生の自転車通学につきましては、斎宮小学校区の東野地区と平尾地区で行っております。これは長年の長い間の本当に懸案事項といいますか、一番心配な部分であるところなんですけれども、これまでの歴代校長先生方も、地域の皆さんと保護者の皆さんと向き合いながら、何か良い方法はないものかというふうな形で検討してきてもらっておるとこ

ろでもございます。

人数、そして学年構成等で通学路等も、この40年間の間にいろいろ工夫を凝らしながら、子どもたちの安全を守るためという形で、取り組んできてもらっておる経緯がございます。この両地区ではおよそそれを、40数年前から通学路の一部で自転車通学を実施しておるわけですが、自転車の乗車についての危険性、そしてまた交通事故についての危険性があるのは、十分承知しておりますけれども、事故等が起きないように安全対策について万全の対策を行っているところです。

合わせていろいろご質問等でも、これまでもたくさんいただきました。その中で信号がつかないのかといった問題も、ずっときておるんですが、この先もなかなか直ぐにはいかない現状がございます。そんな中で学校のほうも、保護者の皆さんとともに、学校では独自に子どもたちに安全教育を一つやっておるところです。

少し紹介をさせてください。

自転車の乗り方や交通マナーについての交通安全教室を実施し、丁寧に学習してもらっております。また、1年生については、保護者の協力を得ながら教職員も登下校の指導をし、特に1年生については1カ月ほど指導を行ってもらっておるところでございます。

見守りについても保護者や地域の皆さんには大変なご協力をいただいているのが、もう40年ずっと続いている現状であります。そんな中で、東野地区、平尾地区で自転車通学は難しく、この先、人員構成も低学年の子たちだけで来なくてはならないような状況も起こるやに聞いてもおりますので、今後どうしていくのか、徒歩での通学も難しい、そしてまた子どもたちだけで自転車、この危険な道路を横断するのも難しいということであれば、今後はやはり校区も含めたことも、一考していく必要があるのかなとも考えております。

どの小学校を選択するかは、子どもさんや、それから地域、それから保護者の皆さんの考え方にもよりますが、それも今後どういうふうな形で、子ど

もたちを安心して、安全な形で学校へ通わせるか、通ってもらうかということを考えていく上では、大切なことなのかなと思っています。

また、今後の町として、教育委員会としての大きな問題でもあります、小学校区の再編を検討する上で、児童の負担、そしてまた安全面に考慮、配慮しまして、適切な通学条件、今後この先、信号がなかなか付きにくいという現状があるのであれば、通学手段を確保する必要があると考えております。

それは何か、一つはスクールバス等の導入についても検討していかなければならないかなとも思っておりますし、また、町バスをうまく活用することはできないのだろうか。新たにまたこうやって人数が減ってくる中で、校区の変更というふうなことも、ある意味保護者の皆さんには相談もしていただく中で、考えていってもらうことが、子どもたちが安全で安心して学校へ行くために、とても大切なことではないのかなと思っていますので、この後できるだけ早く学校、そしてまた両地区の保護者の皆さんとも、また連携をとりながら考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 40数年前からと、かなり長い年月なんですけども、その中で安全対策は万全ということで、聞かせていただいたんですけども、その中で行政としては、可能な限りの対策をしていただいていると思うんですけども、先ほど言いましたけども、今年度の議会懇談会の中での意見ではですね、まだまださまざまな危険というものを感じるというふうに、保護者のほうから聞いておりますので、ちょっとその思いとは違うのかなと思うんですけども、それとまた1年生になってから、1カ月ほどの指導をしていただいているということで、その内容としては基本的な乗り方であったり、マナー、それから危険性などを指導していただいておりますと思うんですけども、

小学校、保育所・幼稚園あがって直ぐから、やっぱり自転車に乗らなければならない状況ですので、入学する前に指導ですね、基本的な乗り方ぐらいでもですね、指導してあげるべきかと思いますので、またその辺もご検討お願いいたしたいと思います。

それと、現状としてですね、現在実施しているかもわからないんですけども、最近文科省が発信している、置き勉、宿題以外の教材を学校へ置いていくということという措置もですね、子どもたちにとっては一つのおもいやりであろうかと思いますが、現在実施していないのであればですね、これは明日からでもできることだと思いますので、是非検討をお願いしたいと思います。

また、スクールバスについてもですね、早期に検討していただいて、合わせてよろしくお願いいたしたいと思います。

そのスクールバスに関連して、続いて町民バスについて、お伺いいたします。

町民バスを早朝のみ通学に特化して、小学生に限らず高校生などにも便利に利用できるようなダイヤ改正を改めてできないのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 町民バスは平成15年の11月からですね、運用という形で現在に至っているわけではありますが、ご指摘いただきましたように、何とかですね、朝の高校生の通学、あるいは一般の通学・通勤者に対して、利便性をもってということで、何回となくですね、実はダイヤ改正を行わせていただいております。都合、今日まで5回ほど、子どもたちが何とか乗ってくれないかなという形の中で、ダイヤ改正を行ってきたところでございます。

しかし、現在の状況を考えてみますとですね、やはり朝はいいんですけれども、実際、帰りのですね、時間帯が学生にとってはバラバラであるという

ことからですね、なかなか正直な話は、朝はいいけれども、帰りの足が通学の利便、便が確保できないという形の中で、当然、朝の利用もですね、少なくなってきた、今、我々駅等でですね、ビラなんかを、広報のチラシなんかを配らせてもらっている状況を見ますとですね、親御さんの送迎が非常に多いという、そういう実態であるということでございます。

従いましてですね、ご指摘いただきましたような学生を対象にというのは、なかなか非常に難しいなというのが、今の状況でございます。ただですね、先ほど来、お話いただいております、これからの課題としてですね、やはり子どもたちの安全を考える時に、町民バスの利用ではなしに、いわゆるスクールバスの運用ということをですね、主眼に考えていかなければならないのかなと、そのように思っております。

やはり現在の町民バスは一定のルートにしたがって、定期的な運用という状況でございますので、先ほど言いましたように、やはり住民の皆さんのすべての需要に合うというのが、非常に難しゅうございますので、これからの学校編制等々を考えた時には、教育長も申し上げましたように、スクールバスの運用ということを、別途考えていかなければならないのかなと、そのように実は思っておるところでございます。

いずれにしても、なかなか私も指摘を受けておりますのは、町民バスそのものですね、空気を運んでおるだけではないかというようなお話もいただくわけですが、ただ昼間の中間の部分につきましてはですね、やはり高齢者の皆さんたちの病院、あるいは買い物、そういった部分での利用が増えていることは確かでありますので、今後の高齢化社会を考えると、やはり町民バスの運用もですね、改めていろんな角度から考えていかなければならないのかなと、そのように今、思っておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） 利用しない理由というのは、いろいろあるかと思うんですけども、やっぱり聞こえてくるのはですね、まず利便性が悪い、それから、時刻表を見てもわかりづらい。

それから、そもそもその時刻表がどこで貰えるのかということもわからないというふうなことを聞いておりますので、これは行政の皆さんも思っているとおりかなと思うんですけども、例えば今のその町民バスの状態で、もうある程度、朝の通学時間に沿ったような時間割はされておるとしますので、例えば中学校の卒業式の日にはですね、中学生の卒業生を対象に、こういうような時刻表あるよって、その通学時間に特化したような、そういうようなダイヤというのを、時刻表を渡すというふうなことでも、ちょっと乗客数は増えるんじゃないかと思っておりますので、また、その辺もご検討願えればと思います。

また、それとですね、例えば学生対象にですね、町民さん全体へのアンケートというのは取っておると思うんですけども、学生を対象に例えばアンケートを取るとか、そういうようなことを実施されるようなお考えはないんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 学生の利用率が低い問題につきまして、今年度、近鉄を利用しておられる学生さんにつきまして、町民バスの利用アンケートを実施する予定で検討しております。

その結果を見た上で、周知不足なのか、別の理由で利用しないのか。また、どのようなバス運行なら利用するのかなど検討を行いたいというふうに考えております。

なお、先ほど来、ご指摘いただきました周知の問題につきましても、10月のダイヤ改正におきましては、少しでも利用客が増えるように、広報めいわ9月号でも啓発はさせていただきまして、バスの時刻表を9月下旬に全戸配布させていただく予定でおります。

また、町のホームページでもダウンロード可能となるように、準備をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番（中井 啓悟） まず今年度アンケートをしていただけたということで、実施していただきたいんですけども、気持ちとしては、これまでももっと早い段階でやっていただきたかったというのがあります。

それとですね、あと広報めいわとかホームページで載せていただくということなんですけども、今、私が質問させてもろるのは学生の利用という意味で言わせていただきますと、10代の方が広報めいわとかホームページとかいうのは、なかなか見るとは思いにくいんで、先ほど言ったように、卒業式の日とか、ピンポイントで知らせるあげるということも、1つの方法だと思いますので、よろしくお願いいたします。

町民バスに限らずですね、今日、質問させていただいた内容について、それぞれの立場になっていただいて、今後進めていっていただくように、改めてお願いいたします。

11月に改選を控え、町長が今期で勇退されますが、今回、質問させていただいた内容については、今後も計画的に進めていかなければならないことだという思いから質問させていただきました。

町民の皆様の安心・安全は、誰もが願うことであり、特に子どもたちが将来の明和町に誇りを持って担ってってもらえるように、今、目の前にあることを、課題を一步ずつでも確実に進めていっていただけるようお願いを申し上げて、短いですが、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって暫時休憩いたします。

半まですいませんが。

（午前 11時 20分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 30分）

◎発議第5号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務産業常任委員会 松本委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（松本 忍） それでは、所管事務調査報告を行います。

平成30年第2回定例会において、閉会中の継続審査となりました、下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

記

1. 調査事件 町単事業について

2. 委員会開催日 平成30年8月6日

3. 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、教育長、関係課長・
係長

4. 調査の概要 8月6日に開催された委員会では、まち整備課から町道改良事業5箇所、町道舗装事業1箇所の採択箇所案について、それぞれ概要説明と詳細な現地調査を行いました。

平成30年度分の採択箇所案は、まち整備課は自治会要望の中から緊急性等を考慮し作成しました。

まち整備課の町道改良事業は85箇所の要望があり、この内、採択箇所案は5箇所を予定しており、全体進捗率は20%です。町道舗装事業は28箇所の要望があり、この内、採択箇所案は1箇所を予定しており、全体進捗率は7%です。環境整備事業は9箇所の要望があり、この内、採択箇所案はありませんでした。

8月6日の委員会では、委員から特に質疑はありませんでした。

5. 調査の結果 まち整備課所管事業、町道改良事業5箇所、町道舗装事業1箇所の採択案を、それぞれ全員賛成で認めることに決定いたしました。

なお、自主財源の厳しい中、今後、公共施設等適正化管理推進事業費を拡大させ、町単事業をより一層推進するよう要望いたしました。

以上、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 松本委員長の報告が終わりました。

補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

◎発議第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第7 発議第10号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第10号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を

採決します。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第11号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第8 発議第11号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第11号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第11号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を採決します。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第12号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第9 発議第12号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第12号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を採決します。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第13号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第10 発議第13号 学校施設の防災対策充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第13号 学校施設の防災対策充実を求める意見書を採決します。

発議第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第14号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第11 発議第14号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第14号 キャッシュレス社会の実現を求める意見書を採決します。

発議第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第15号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第12 発議第15号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで発議第15号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第15号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書を採決します。

発議第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、発議第15号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第16号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第13 発議第16号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第16号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第16号 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書を採決します。

発議第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第16号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

◎発議第17号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第14 発議第17号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで発議第17号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、発議第17号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を採決します。

発議第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、発議第17号は、原案のとおり可決されました。

さっそく関係機関に送付します。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼から 1 時からよろしくお願いします。

（午前 11時 40分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00分）

◎発議第10号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第15 同意第 1 号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、同意第 1 号教育委員会委員の任命同意について、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、竹本留美子氏の教育委員会委員の任期が本年10月 9 日で満了となることに伴い、新たに中村一樹氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第1項の規定により、ここに議

会の同意をお願いするものでございます。

中村氏につきましては、昭和54年に皇學館大学教育学部を卒業後、南伊勢町礪小学校に奉職されて以来、36年間に及び教職の現場に就かれてまいりました。

現在は、大字上野において安養寺の住職をされており、地域の方々とも交流され、多大なる信頼を得られている方であります。このように優れた識見を有し、人格も高潔な方であり、教育委員として適任でありますので、ご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） この件は同意でありますけども、何か特別に質疑なり討論があれば、これをお受けしますがございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） これから、同意第1号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第1号は、これに同意することにするに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、同意第1号は、同意することを可決しました。

○議長（辻井 成人） おたがいま同意が可決されました、中村一樹様がおみえになっております。ご挨拶をいただくため暫時休憩をいたします。

（午後 1時 03分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 10分）

◎議案第60号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第16 議案第60号 明和町道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第60号 明和町道路線の廃止について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、民地敷を町道認定している事実が確認され、道路認定を廃止する必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 議案第60号 明和町道路線の廃止について、詳細説明をいたします。

議会資料9-1-1をご覧ください。町道路線の廃止の一覧となっております。

1路線を廃止するものです。

その裏面の資料9-1-2をご覧ください。

位置図でございます。浜田地内の町道名は浜田6号線でございます。この隣接地で建築確認申請があり、道路部分の権利を確認したところ、私有地であることがわかりました。

土地所有者が一体的な土地利用をする計画であるため、道路部分の道路買収等もご協力できないという回答の旨がありましたので、廃止により地下構造物及び周辺への建築確認等の影響がないことが確認できましたので、廃止をするものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

9 番 北岡議員。

○9 番（北岡 泰） よろしくお願ひします。

路線の廃止は仕方がないと思うんですけど、税の問題はどうクリアーするのでしょうか。町道して認定してですね、これまで何十年と税を納めてない。面積値でたいした金額ではないんかもしれませんが、その部分のクリアーとどういうふうにされるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（大西 孝明） 失礼します。

ただいまのご質問でございますけど、本町道部分は公衆用道路ですので、非課税認定を行わず、1筆すべてを宅地として課税しております。何故かと申しますと、本件町道浜田6号線におきましては、現況は採石が敷かれており、車等が通行可能な状況ではあります。

しかしながら、実際の利用状況においては、当該土地所有者が自宅への進入路としての通行しているのが主な利用でございます。他の利用者としては近隣の方が徒歩等で通行する程度でございます。広く不特定多数の人が利用をしているような状況とは考えられないというところから、本件につきましては、1筆の課税で宅地課税でさせていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 宅地課税もして面積もたいしたことないから、あまり影響がないということなのかなというふうには思ったんですけども、ここ数年、民地が道路にされていたという話を何回か聞いて、同じようなことを今までやってきております。これしっかりと調べるということは、できるのかできないのか、そこら辺の考えというのは、どなたが答弁していただけるのでしょうか。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 議員ご指摘のようにですね、町道の認定につきましては、今日のようないわゆる民地敷を認定していたというふうなケースが、これまで多々ありましたし、今日もあるわけでございますけど、町道認定を、道路台帳といいますけども、道路台帳によって認定をしとるわけでございます。

その認定をしとる時に、実はその当時、委託で道路認定、全町内を歩かせてですね、それで道路らしきところは全て道路認定するというふうな方式をとっておりました。

職員が1つずつやっておけばよかったんですけども、当時の業務、作業量からすると、非常に業務が膨大で、そういう委託作業になったというふうな経緯の中で、総延長400数十キロになったと思うんですけども、そういう中で実際に、今の先ほど説明させていただいたようなケース、それから、それとよく似たケース、こういうのがこれまでありましたように、これからはありますと前回の時もちょっと答弁させていただいたようなんですけども、あまりにも筆数が多い、それから現地踏査が必要でございます。どこがそういう状況になっておるんかを、まず探さないかと。そういうふうなところで、大変申し訳ないんですけども、業務の中でそういう実情が発生した時に対応させていただいたというふうな取り組みで、これまで進めておりますし、これからはですね、そういう取り組みの仕方ですね、できればご了解願いたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 大変なお金がかかるというのもわかりますし、人件費の問題ですね、そういうものもあるんでしょうけれども、交付税算定されるわけですね、町道という路線の認定をすると。要するに国に対して嘘を申告しとるということもつながってしまわないのかなという心配をしますので、どこかでですね、しっかりと調べていただくようなことをしていただかないといけないのかなと思ひまして、質問をさせていただきました。

また、しっかりと課題として取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 要望で結構ですね。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第60号 明和町道路線の廃止についてを採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年度の水道事業決算における未処分利益剰余金、6,459万8,527円について、資本金への組入れ及び減債積立金の積立てにより処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げます。

平成29年度の水道事業決算における、未処分利益剰余金6,459万8,527円のうち、資本金への組み入れが3,209万9,587円で、これは昨年度平成29年度決算において、減債積立金に積み立てし起債償還に充当した分を資本金に組み入れさせていただくものでございます。

また、減債積立金の積み立て3,249万8,940円でございますが、こちらは平成29年度決算における純利益分を、平成30年度の起債償還の財源に充当する

減債積立金に積み立てさせていただくものでございます。

以上の未処分利益剰余金処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いさせていただくものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第61号 平成29年度明和町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第18 議案第62号 平成29年度 国補漁－2

水産物供給基盤機能保全事業下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第62号 平成29年度 国補漁－2 水産物供給基盤機能保全事業 下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年12月20日の定例会においてお認めいただいた、請負契約の変更です。この変更は、事業進捗を図るための航路浚渫土量の増と、囲い矢板の安全性を考慮した標識灯の追加施工等に伴い、契約額を増額する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により請負契約の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 失礼します。

議案第62号 平成29年度 国補漁－2 水産物供給基盤機能保全事業下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更について、詳細説明を申し上げます。

本工事は平成29年12月議会定例会でお認めいただき、同年12月20日付けで工事請負契約を締結したものでございます。

議会定例会資料7-2-1をご覧ください。

本工事では、下御糸漁港において、①の航路浚渫と②の囲い矢板の工事を行っております。当漁港の航路は土砂の堆積速度が早い状況の中で、測量段

階から数えて、工事施行まで約2年間を要したことから堆積が進んでおり、浚渫土量を増嵩いたしました。

また、海上保安部との協議により、航行時に囲い矢板が確認できるよう安全対策実施の指示がありましたので、標識灯及び看板により、航行する船への安全対策を追加施行いたしました。

今回、その増額による請負契約の変更をお願いするものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。

契約金額でございますが、変更前金額1億2,528万円に2,972万520円を増額しまして、変更後の金額が1億5,500万520円でございます。

契約の相手方は、株式会社土屋建設でございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

9番 北岡議員。

○9番（北岡 泰） 7-2-5の資料だと思うんですけど、合ってますかいな課長。さっき7-2-1と言われたもんで、どこかいなと思って見とった。前の資料で見えていました。

囲い矢板を追加するというのと、前へ出っ張ってくるので、標識灯を付けて安全のための対応をするということなんですけど、この囲い矢板というのは、一体どういう、前は図面をちゃんと付けてくれてですね、これだけの深さまで何mの矢板を入れますよとか、標識灯というのは、初めて出てきたと思いますので、これはどういうものですよとかいうのを、もうちょっと詳しい図面とか付けていただくと、よく理解ができると思いますんやけど、そこら辺とあと航路浚渫は何立米って、計算はしにくいんでしょうけど、全体としては1億2,500万円が1億5,500万円って、3,000万円上がるわけですから、もう少し丁寧な説明をしていただけないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 農林商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） すいません。資料不足で申し訳ございません。

囲い矢板の詳細資料につきましては、また後ほど資料を整理して、報告させていただきたいと思います。

それから、標識灯でございますが、これは当初予定はなかったんですが、鳥羽の海上保安庁のほうから、ちょっと指示をいただきまして、安全対策のためにと
いうことで、30cmか40cmぐらいの標識灯ですけども、これをこの箇所に付ける
ということでございます。

それと、浚渫量でございますが、本当の概算ですが、当初3,000立米ぐらいを
予定しておったのが、4,000立米に増えるということでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

いかがですか、9番 北岡議員。

○9番（北岡 泰） 資料をもう一遍きちつと付けていただくのと、標識灯とい
うのは一体どんなものか、私らは素人でわかりませんので、電源があるんじゃない
とか、看板は何を付けるのかとか、もう少し丁寧な資料を付けていただい
てですね、理解ができるようにしていただけるといいなというふうに思いますのと、
3,000立米が4,000立米、それもですね、よくわからないね。どのぐらいの深さを
掘って、掘ってみたんだけども足らんもんで、こんだけという話が非常に平面に
色を塗って終わりという話ではないような気がするんですけども、そこら辺こ
れは国からの補助金なり何なり出てくるんですけど、国ってこんなんでお金出し
ます、はいはいって言うんですか。その確認をしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 農林商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 国庫補助申請とかの図面とかもっと詳細なものが
付いております。今回はその増嵩内容のイメージを説明させていただくには、ち
ょっとこういう資料を用意させてもらったんですが、ちょっと内容が不足してお
った部分は申し訳ございませんでした。もう少し整理して、今、ご指示いただい

た分も、この囲い矢板もそうですし、標識灯の図面も事務所のほうにございますので、整理してご提示したいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） 本議会が終了するまでに、一度ご提示ください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（乾 健郎） 質疑される方がないので、これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第62号 平成29年度 国補漁－2 水産物供給基盤機能保全事業下御糸漁港航路浚渫工事その2 請負契約の変更を採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号から議案第67号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第19 議案第63号から、日程第23 議案第67号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第19 議案第63号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第4号）

日程第20 議案第64号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第65号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第66号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第67号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第63号から議案第67号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第63号 平成30年度明和町一般会計補正予算（第4号）につきましては、総額で1億1,120万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、災害対策費で、台風等配備にかかる職員の時間外勤務手当、戸籍住民基本台帳費で、番号制度システム整備にかかる電算委託料等をそれぞれ追加補正でお願いしています。

民生費では、障がい者福祉費で、手話通訳謝金、高齢者福祉費で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等をそれぞれ追加補正でお願いしていま

す。

衛生費では、清掃費でパッカー車の修理費を追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農地費で、農業水路等長寿命化・防災減災事業として近鉄横断部明星幹線排水路改修工事にかかる負担金と川尻排水機場発電設備改修工事費、水産業費で大淀漁港機能保全工事負担金等を追加補正でお願いしています。

土木費では、道路橋梁維持費で、公共施設等適正管理推進事業費の追加補正とこれに伴う町単事業の組み替えによる減額補正等をお願いしています。

消防費では、消防施設費で、耐震性貯水槽設置工事費を追加補正でお願いしています。

教育費では、中学校管理費で台風12号による維持補修工事費等を追加補正でお願いしています。

これに対して、歳入では、主な財源といたしまして、国県支出金、繰越金、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第64号 平成30年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、文化財保存活用地域計画等作成委託料を追加補正でお願いしています。

次に、議案第65号 平成30年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般被保険者医療給付費等を追加補正でお願いしています。

次に、議案第66号 平成30年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成29年度確定分及び平成30年度中間納付分にかかる消費税納付金を追加補正でお願いしています。

次に、議案第67号 平成30年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、過年度国県等支出金返還金等を追加補正でお願いしています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第63号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第63号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の7ページ、歳出、第2款・総務費からお願いしたいと思います。

防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） それでは詳細説明をさせていただきます。

2款・総務費、1項・総務管理費、9目・災害対策費で100万円の追加補正をお願いするものです。3節・職員手当等で100万円の追加補正です。災害対応にあたる職員の時間外勤務手当につきまして、当初予算でお認めいただいておりますが、不足が見込まれることとなりましたので、追加補正をお願いするものです。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 10目・防災対策費、19節・負担金補助及び交付金では、自治会が設置する防犯灯の設置補助について、昨今の事件等により通学路等の防犯上の懸念が高まり、自治会からの要望が予算を上回ることが見込まれたため、防犯上の観点から20万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2款・総務費、3項・戸籍住民基本台帳費の13節・電算委託料については、戸籍に記録されている情報とマイナンバー情報を紐づけをし、同一人と判断するためには、現行システムの戸籍の文字整備を行う必要があります。

今年度は現在戸籍のシステムで使用している文字情報抽出作業を行い、市

区町村の戸籍の文字情報を統一した文字コードに変換をしてくという作業を行います。そのための作業費として48万6,000円の補正をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、1項・社会福祉費、5目・障がい者福祉費、8節・報償費に49万8,000円を計上しております。こちらは通院や講座への手話通訳の増加が見込まれることから、手話通訳者の謝金の増額をお願いするものでございます。

5目・高齢者福祉費、19節・負担金補助及び交付金に723万2,000円を計上いたしております。これは地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金としまして、有料老人ホームのスプリンクラーの整備への補助金をお願いするものでございます。

28節・繰出金42万8,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございまして、詳細は介護保険特別会計の3款の歳出のところで、健康あゆみ課のほうから説明申し上げます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 4款・衛生費、1項・保健衛生費の清掃費のうち備品等修繕料は、パッカー車の経年劣化等から本年度、修繕が多くなっております。

既決予算から8月時点での予算残額を確認したところ、不足が見込まれましたので、見込分の50万円の補正をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費で、32万5,000円の追加をお願いしております。13節・委託料の電算委託料の補正で、経営所得安定対策事業の制度改正に伴う電算システムのプログラム修正です。

このシステム改修につきましては、6月議会においても補正予算をお認めいただいたところですが、6月以降に東海農政局から追加の改修指示があつ

たため、再度改修を行うものでございます。このプログラム改修費用につきましては、全額国庫補助となる予定でございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

5目・農地費で、7,200万円の増額補正をお願いしております。内訳としましては、農地費として、11節・需用費の幹線排水路等修繕料で100万円、13節・委託料で800万円、19節・負担金補助及び交付金で5,200万円を計上しております。

この修繕料につきましては、下御糸幹線排水路、通称エビス川の大量の藻の繁殖による断面阻害の対応のため、緊急修繕として8月上旬に既決予算の範囲内で除去を行いました。全延長を取りきることができなかったため残りの部分の撤去と、下半期の緊急修繕分の予算として、合わせて100万円をお願いするものでございます。

13節・委託料と19節・負担金補助及び交付金につきましては、昨年の台風21号の災害復旧及び今後の対策として進めております、明星幹線排水路の近鉄交差部の改修工事に伴うものでございます。

当該工事については、近鉄が工事主体で、町からの受託工事として施工することになります。この工事にかかる負担金の概算予算として、工事負担金5,200万円を計上しています。また、設計委託料につきましては、近鉄横断部の改修工事に伴い、上流側、県道まで約110mになりますが、右岸の堤体高不足等の整備が必要となるため、その測量設計委託料として、800万円を計上しております。

それから、排水機場関係では、15節・工事請負費で1,100万円をお願いしています。川尻排水機場の自家発電設備の改修工事等で、前回の台風20号の際に故障した自家発電機の修繕として、オーバーホールにかかる費用とオーバーホール期間の対応として設置した、仮設発電機の取付費用及びリース料を含めて計上しております。

続きまして、2項・水産業費、2目・漁港費で1,450万円の追加をお願い

しております。これは水産物供給基盤機能保全事業にかかるもので、本年度より大淀漁港の管理が三重県から明和町に移管されましたことにより、当該事業として航路浚渫や防波堤の工事等も引き継ぐことになりました。ただ大淀漁港が明和町と伊勢市にまたがっているため、伊勢市と結んだ管理協定により航路浚渫については、漁船の隻数等により伊勢市と負担割合を按分すること。また堤防や護岸等の施設については、大堀川右岸を伊勢市、左岸を明和町で管理することとしております。そのため急務となっております南防波堤改修工事を伊勢市が実施し、航路浚渫については明和町が実施すると。伊勢市より負担割合に応じて負担金をいただくということになります。

15節・工事請負費の700万円の減額につきましては、これは航路浚渫工事にかかるもので、補助事業の交付決定による事業費の減でございます。

それから、19節・負担金補助及び交付金2,150万円につきましては、明和町は漁港管理者であり、伊勢市が実施する南防波堤の工事も、国庫補助金は明和町に算入されますので、伊勢市分について、工事負担金として支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 第8款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費、18節・備品購入費でございます。まち整備課内に配置されておるカラープリンターが壊れまして、修繕と購入の見積りをとったところ、購入のほうが無償であるため、新たに購入するものです。このカラープリンターは平成24年5月に取得したもので、主に現場の写真とか、交付申請、地元説明資料等を作成するのに使っております。一部が黒くなり、資料が判別できないため、クリーニング等ちょっと修繕を行ったのですが、改善できませんでしたので、補正するものでございます。

続きまして、8款・土木費、2項・道路橋梁費、第2目・道路橋梁維持費、13節・委託料でございます。

公共施設等適正管理推進事業の実施に必要な個別計画の側溝修繕管理計画の作成業務委託料の補正でございます。公共施設等適正管理推進事業を実施するためには、個別施設計画を策定する必要があります。この委託では計画に必要な全路線交通量を計算機等で算出し、別途行っている設置状況を踏まえ、計画的なメンテナンスサイクルを計画する事業でございます。

同じく 2 目・道路橋梁維持費、15 節・工事請負費でございますけども、今年度、公共施設等適正管理推進事業を実施するための工事費を 1,500 万円追加するものでございます。

この場所につきましては、委員会等でも説明させていただきましたけども、3 地区の側溝修繕を行う工事費でございます。

続きまして、第 2 項・道路橋梁費、第 3 目・道路新設改良維持費、第 15 節・工事請負費でございます。これは先ほど説明した公共施設等管理適正推進事業に、事業を振り替えたため 1,130 万円減額するものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、11 ページ、12 ページでございます。

第 8 款・土木費、第 4 項・都市計画費、第 2 目・公園費、第 11 節の需用費、施設修繕料でございます。施設修繕料を 40 万円補正するものでございます。既決予算は 40 万円あり、この 40 万円で 38 公園、26 万 m²の公園を修繕を行っておるのでございますが、今年度前期につきましては、トイレの修繕が 3 件、遊具の撤去が 2 件、外溝修繕が 1 件あり、工期の補修に対して対応できないため 40 万円補正するものでございます。

同じく 2 目・公園費、第 11 節の需用費、委託料でございます。これの倒木剪定などに 45 万円の費用をしておりますけども、台風 12 号、20 号、21 号で公園の中高木等に被害が出ております。これを対応するため伐採等を行いましたので、通常の剪定ができない状況ですので、45 万円を補正するものでございます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 続きまして、3目・下水道費で224万3,000円の補正をお願いさせていただいております。農業集落排水事業特別会計の繰出金でございます。詳しくは農業集落排水特別会計でご説明させていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） すいません。

続きまして、第8目・土木費、第12項・住宅費、第1目・住宅管理費、第11節の需用費、施設修繕料でございます。修繕料を30万円追加補正するものでございます。既設予算は50万円ありまして、町が管理する住宅の退出によるクリーニング等、及び施設の修繕を行う費用でございます。

前期でですね、ガス給湯器の故障があり、急きょ改善したため修繕を行いました。8月に上御糸の町営住宅で2件の退去があり、新たな入居者を募集するため、クリーニングを行いたいのですが、既設予算ではできないため30万円を補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 9款・消防費、1項・消防費、3目・消防施設費で181万1,000円の追加補正をお願いするものです。

15節・工事請負費で181万1,000円で、当初予算でお認めいただいております、耐震性貯水槽設置工事ほかにかかる費用でございまして、部材等の値上がりがございまして、不足が生じてまいりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 10款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費で53万円の追加補正をお願いしています。これは12ページの小学校情報教育施設管理費の端末機借上料ですが、教師用のパソコンレンタル料で、当初予算にてお認めいただいておりますが、今回、積算の間違いが発覚し

たため、不足分の計上をお願いするものでございます。大変申し訳ございません。次年度以降、慎重に積算をするようにいたします。

次に、3項・中学校費、1目・学校管理費で153万4,000円をお願いしています。内訳は12ページでございますが、まず中学校施設管理費の135万円は、7月末に発生した台風12号において、総合体育館南側のケヤキが倒れ、町道を挟んだ中学校のテニスコートのフェンスに直撃し、フェンス及び電話線や町所有の電柱が破損し、早急な修繕が発生したことによる修繕工事費です。

その下の中学校情報教育施設管理費では、18万4,000円の計上をお願いしています。これは中学校のパソコンサーバーが容量不足及びハードディスクの交換時期により支障を来し、このままの状態でございますと、パソコンを使用した授業や中学校の業務が不可能の状態となってしまいますため、年度途中ではございますが、急きょ予算計上の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金は、旧姓併記システムの改修で、申し出があった人のマイナンバーカード、通知カード、住民票等に過去に使用してきた戸籍上の氏、旧氏を併記できるように、昨年度から進めてまいりました。

この歳出分につきましては、当初予算に計上をしておりますが、この度、既決予算分の補助金の交付決定がありましたので、先ほど歳出で説明をいたしました、住民基本台帳費の戸籍システム文字情報抽出作業の歳入分と合わせて、180万4,000円の補正をお願いいたします。補助率は100%でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金で723万2,000円を計上いたしております。こちら先ほど説明申し上げました、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に対する補助金でございます。補助率は100%でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 15款・県支出金、2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金で4,637万5,000円の追加でございます。

1節・農業費補助金2,837万5,000円のうち直接支払推進事業費補助32万5,000円は、歳出で説明しました経営所得安定対策事業の制度改正に伴う電算システムプログラム修正経費に対する補助で、補助率100%でございます。

農業水路等長寿命化防災・減災事業補助2,805万円につきましては、明星幹線排水路の近鉄交差部の改修工事とその上流側の整備工事にかかる測量設計委託料に対する補助金で、補助率55%でございます。

2節・水産業費補助金1,800万円につきましては、大淀漁港機能保全事業に対する補助金で、交付決定による補助金の減額350万円の減と、伊勢市施工分に対して交付される補助金2,150万円の追加、これを差引しまして、1,800万円を計上しております。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 19款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金で、823万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。前年度繰越金でございます。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 20款・諸収入、4項、2目、1節・雑入で225万4,000円の追加でございます。大淀漁港機能保全事業、伊勢市負担金で伊勢市との協定書の負担割合に基づき、航路浚渫にかかる負担金として、伊勢市より納入されるものでございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 21款・町債、1項・町債、1目・総務債、1節・臨時対策債で1,130万円の追加補正をお願いします。交付税算定に伴い額が確定したものでございます。

続きまして、3目・農林水産業債、1節・農業用施設債で2,390万円の追加補正をお願いします。農業水路等長寿命化防災・減災事業、これは近鉄横断部明星幹線排水路改修工事にかかる起債でございます。

2節・水産業施設整備事業債で520万円の減額補正をお願いします。漁港整備事業で水路の大淀漁港水産物供給基盤機能保全事業にかかる起債でございます。

4目・土木債、1節・道路整備事業債で1,350万円の追加補正をお願いします。公共事業等適正管理推進事業にかかる起債でございます。

7目・その他、1節・緊急防災・減災事業債で180万円の追加補正をお願いします。緊急防災・減災事業耐震性貯水槽設置工事にかかる起債でございます。

それでは、続けて議案書の11ページをご覧いただきたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。

まず追加でございます。

農業水路等長寿命化防災・減災事業で、限度額は2,390万円で、起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりでございます。

次に、12ページをご覧いただきたいと思います。変更でございます。

起債の目的は、臨時財政対策債です。補正前の限度額は3億3,400万円で、補正後は3億4,530万円です。漁港整備事業で、補正前の限度額は2,250万円で、補正後は1,730万円です。公共事業等適正管理推進事業、長寿命化事業、社会基盤整備道路で、補正前の限度額は1,800万円で、補正後は3,150万円です。

緊急防災・減災事業債で、補正前の限度額は980万円、補正後は1,160万円でございます。それぞれ起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりで変更

はございません。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

◎議案第64号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第64号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

まず歳出から説明いたします。

予算書7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で、補正額は500万円でございます。これは来年4月、文化財保護法の改正に伴い、それに先立ちまして、文化財保存活用地域計画等作成にかかる支援事業の募集が8月にありましたので、その募集した計画支援事業が採択された場合、交付決定後にすぐに着手できるよう補正するものでございます。13節・委託料で500万円の追加でございます。

戻っていただきまして、歳入を説明させていただきます。

5ページ、6ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、4目・文化財遺産総合活用推進事業補助金、1節・文化遺産総合活用推進事業補助金で500万円で、歳出で説明いたしました文化財保存活用地域計画等作成支援事業の補助金で、補助率は100%でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

◎議案第65号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第65号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 国民健康保険特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。

予算に関する説明書の国民健康保険特別会計7、8ページをお願いいたします。

まず2款・国民健康保険事業費納付金については、30年度分が確定されたことに伴い補正をするものでございます。

2款・国民健康保険事業費納付金、1項・医療給付費、1目・一般被保険者医療給付費分、19節・負担金補助及び交付金に621万4,000円を計上いたしております。30年度分が確定されましたので、不足分の追加補正をお願いするものでございます。

2目・退職被保険者等医療給付費分、19節・負担金補助及び交付金に7万7,000円を計上いたしております。同じく30年度分が確定されましたので、不足分の追加補正をお願いするものでございます。

2項・後期高齢者支援金等分、1目・一般被保険者等後期高齢者支援金等分、19節・負担金補助及び交付金に57万5,000円を、減額分を計上いたしております。こちらも30年度分の確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

2項・後期高齢者支援金等分、2目・退職被保険者等後期高齢者支援金等

分、19節・負担金補助及び交付金に8,000円の増額分を計上いたしております。30年度確定に伴い増額補正をお願いするものでございます。

3項・介護納付金分、1目・介護納付金分、19節・負担金補助及び交付金に271万5,000円の減額分を計上しております。こちらも30年度の確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

次に、7款・諸支出金です。1項・償還金及び還付加算金、6目・療養給付費交付金償還金、23節・償還金利子及び割引料に160万6,000円を計上いたしております。これは29年度の退職者医療交付金の清算に伴い、交付超過分の償還金をお願いするものでございます。

次に、9款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、13節・委託料に27万円を計上しております。こちらは国民健康保険の広域化に伴う国保システムの改修費でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

6款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に488万5,000円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う分の調整額として、計上しております。

以上です。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。

◎議案第66号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第66号の説明を、歳入歳出合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

明和町農業集落排水事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

7 ページ、8 ページのほうをご参照していただきたいと思います。

まず歳出でございます。

今回、消費税の納付額の補正をさせていただいております。この消費税につきましては、最終消費者が支払うべき行為でございまして、下水道使用料で徴収をさせていただいておる格好となります。

仮受けをさせていただきました消費税から仮払いの消費税を引かさせていただきまして、納付額となります。この農集事業におきましては、平成27年度までは補助金をいただいて事業を実施させていただいておりました。仮受けから仮払いにいくとマイナスになるため、払いすぎた消費税を還付を受けておりました。しかしながら、事業が終了したことにより、平成27年度から消費税の納付が始まっております。

平成28年度納付については1年遅れで、平成29年9月に支払いを完了させていただいております。平成29年度支払いにつきましては、納付額が既定により48万円から400万円に該当してまいりますので、中間納付が必要になってくるということで、本年度の予算におきまして、本年の4月に中間払いをさせていただいたところでございます。

9月に確定に伴いまして、本年の補正をさせていただくものでございます。ただ下水道の使用料、使用料金につきましては、大きな変動はございません。修繕等で一般財源を入れていただいており、一般財源が特定収入となることにより、支出からの控除が不可となります。そのために課税金額が増えるために、36万1,300円の不足が生じたということになっております。

また、平成29年度の消費税確定に伴いまして、平成30年度末に中間払い、30年度の納付額の半分を納入しなければならない、その金額188万1,000円を合わせて224万3,000円の補正をお願いさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

一般会計からの繰入金ということで、224万3,000円をお願いさせていただ

いております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第66号の詳細説明を終わります。

◎議案第67号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第67号の説明を、歳入歳出合わせて
お願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 介護保険特別会計の歳出の詳細説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。7ページ、8ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、23 節・償還金利子
及び割引料に3,863万1,000円を計上いたしております。こちらは29年度の介
護給付費、介護予防事業等にかかる国県の負担金の清算に伴う返還金でござ
います。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費と、3 款・地域支援事業費、
1 款・介護予防・生活支援サービス事業費については、財源振替でございま
す。

○議長（辻井 成人） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 3 款・地域支援事業費、3 項・包括的支援
事業任意事業費、4 目・任意事業費で、13 節・委託料で42万8,000円の計上
をお願いしております。こちらは今年度、介護報酬の改正が行われ、それに
伴う介護予防ケアマネジメントシステムのシステム改修が必要となったた
め、その対応経費を追加補正させていただくものです。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 5款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、1目・第1号被保険者保険料還付金、23節・償還金利子及び割引料に20万円を計上いたしております。こちらは過年度の介護保険料の還付金に不足が生じることが予想されることから、追加補正をお願いするものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、2節・過年度分介護給付費交付金に10万8,000円を計上いたしております。29年度の社会保険診療報酬支払基金の介護給付等にかかる負担金の精算に伴い不足分の追加交付分を計上するものでございます。

同じく2項・地域支援事業支援交付金、2目・過年度分、1節・過年度分に179万9,000円を計上いたしております。29年度の社会保険診療報酬支払基金の地域支援事業にかかる負担金の精算に伴い、不足分の追加交付分を計上するものでございます。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、3目・地域支援事業繰入金、1節・現年度分に42万8,000円を計上いたしております。こちらは先ほど健康あゆみ課のほうで申し上げました分につきまして、一般会計からの繰出金を繰り入れるものでございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に3,692万4,000円を計上しております。こちら歳出の補正額に見合う分の調整分として計上しております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。

以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎認定第 1 号から認定第 9 号の一括上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第24 認定第 1 号から日程第32 認定第 9 号を一括上程し、議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第24 認定第 1 号 平成29年度明和町一般会計歳入歳出決算認定

日程第25 認定第 2 号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第26 認定第 3 号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第27 認定第 4 号 平成29年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第28 認定第 5 号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第29 認定第 6 号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程第30 認定第 7 号 平成29年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

日程第31 認定第 8 号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

日程第32 認定第 9 号 平成29年度明和町水道事業決算認定
を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、認定第1号から認定第9号まで、平成29年度明和町一般会計歳入歳出決算認定のほか、7つの特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、7月12日から15日間の日程で審査を受けました関係書類を、監査委員の意見書とともに提出させていただきましたので、その概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、平成29年度の決算額の概要でございますが、一般会計の決算規模は、歳入総額92億556万4,185円、歳出総額86億4,390万7,079円で、歳入歳出差引額は5億6,165万7,106円となりました。

また、特別会計の決算規模は、斎宮跡保存事業特別会計ほか6つの特別会計を合わせまして、歳入総額77億6,436万7,446円、歳出総額71億8,857万5,109円で、歳入歳出差引額は5億7,579万2,337円となり、斎宮跡保存事業特別会計を除く会計は黒字でありました。

なお、斎宮跡保存事業特別会計については、国庫補助金の一部が翌年度で収入されることとなったため、歳入欠陥となりこれを補てんするため、繰上充用処理を行いました。

水道事業の決算は、収益的収入及び支出で水道事業収益が4億5,369万8,429円、事業費用が4億2,314万2,223円となりました。また、資本的収入及び支出では、資本的収入が7,623万9,457円で、資本的支出が2億5,145万2,608円となりました。資本的支出に対する資本的収入の不足する額1億7,521万3,151円は、損益勘定留保資金、減債積立金で補填しています。

それでは、平成29年度に実施しました主な施策・事業につきまして、総合計画の7つの大綱に沿って実績や成果を申し上げます。

1. とともに支えあう地域福祉と健康のまちづくり

社会福祉費で、障がい者、子ども、一人親家庭等の医療費助成を行いました。

た。昨年に引き続き消費税引き上げに伴う影響を緩和するため「臨時福祉給付金」の支給を行いました。児童福祉費で、児童手当などの扶助費のほか、子ども子育て支援保健事業に取り組みました。

健康増進、医療費削減、新産業の創出を目的として、特色ある地域資源を活用した地方創生事業による明和型「ヘルスツーリズム」事業を展開し、プログラム開発に取り組みました。

国民健康保険では広域化に向け支障なく移行できるよう努めました。

また、第2期明和町歯科保健基本計画、第5期明和町障がい福祉計画、第1期明和町障がい児福祉計画・明和町障がい者計画・明和町おとな元気計画、第3期明和町特定健康診査等実施計画、第8次明和町高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画を策定しました。

2. 人権を尊重する思いやりのあるまちづくりとして、人権センターでの地域福祉の向上や人権啓発、よろず人権相談や人権を守る会と連携した人権講演会の開催等、人権意識の普及高揚を図りました。

また、第2次明和町男女共同参画基本計画を策定しました。

3. 安全で人に優しい環境のまちづくり

災害対策として、南海トラフ地震などの大規模地震による大津波に備えて、沿岸部に「北藤原・川尻津波避難タワー」、「大堀川新田津波避難タワー」を建設しました。また、交通安全対策で、高齢者や子どもたちなど交通弱者を対象とした交通安全教室の実施。防犯対策で、自治会が設置する防犯灯のLED化への経費助成。そして、生活環境では、再生資源集団回収奨励金や生ごみ処理機等購入補助金による減量化対策等環境共生型の地域づくりを支援しました。

また、環境基本計画の中間見直しを行いました

4. 地域を支える活力のあるまちづくり

農業振興で、水田利活用自給向上対策交付金と水田土地利用活性支援助成を実施し、農地の集積化の促進を図りました。県営経営体育成基盤整備事業

による農業用水のパイプライン化を推進し、農作業の向上と水資源の有効活用を図りました。

商工振興で、商工会の経営改善普及事業にかかる補助を実施、観光振興では、日本遺産や史跡公園「さいくう平安の杜」などの観光資源を有効活用し、観光客の増加に努めました。

5. 快適で機能的なまちづくり

道路整備で、社会資本整備総合交付金事業を活用して、通学路整備や狭あい道路整備の進捗を図りました。

また、公共下水道事業では、宮川流域関連公共下水道事業の明星地区の県道及び町道の管路施設工事を実施しました。

6. 未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり

幼稚園・保育所・こども園の「外国語に親しむ活動」、小学校の「外国語活動」、中学校の「外国語」の授業に外国語指導助手2名体制で推進しました。

教師用パソコンと校務支援ソフトの更新を行いました。また、中学校校舎の改築に向け、中学校建設基本設計業務及び実施設計業務委託を実施し、平成30年度工事着工に向け事業推進を行いました。

斎宮跡では、歴史的風致維持向上計画による事業推進を行いました。なお、第5回中部歴史まちづくりサミットをいつきのみや地域交流センターで開催しました。

7. 協働で築くあたたかいまちづくり

地方創生推進事業として、推進交付金を活用して、産学官連携日本酒プロジェクト、雅楽楽曲制作など地域資源開発展開事業やホスピタリティ人材育成プロジェクト事業等を実施しました。

ふるさと寄附は、全国各地からご協力をいただき、寄附金額は、約2億5,900万円でした。

また、明和町空家等対策計画を作成しました。

なお、各会計の決算状況は、地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類である実質収支に関する調書のとおり、歳出の削減に努めたことなどにより、斎宮跡保存事業特別会計を除く会計において黒字決算することができました。

決算の詳細につきましては、一般会計歳入歳出決算のほか7つの特別会計歳入歳出決算は会計管理者から、また、水道事業決算は上下水道課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。35分まで。

（午後 2時 20分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 35分）

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

決算の概要について、一般会計、各特別会計は会計管理者に、水道事業会計は上下水道課長に説明を求めます。

まず、会計管理者。

○会計管理者（山口 隆弘） 失礼いたします。

それでは、平成29年度一般会計及び、7つの特別会計の概要について、簡略にご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

はじめに、お手元に提出いたしております、書類の確認をさせていただきます。

1. 平成29年度 明和町一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 平成29年度 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
3. 財産に関する調書
4. 平成29年度 主要施策の成果及び実績報告書

の4冊でございます。

なお、ただいまから説明いたします資料は、「平成29年度 明和町一般・特別会計歳入歳出決算書」及び「平成29年度 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」の2冊で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「平成29年度 明和町一般・特別会計歳入歳出決算書」に基づき、各会計別に決算の概要をご説明申し上げます。

まず、明和町一般会計ですが、ページをおめくりいただきまして、ピンクの用紙の次のページから、順次説明をいたします。

それでは、4ページをお願いします。一番下の歳入合計収入済額は、92億556万4,185円、2枚おめくりいただいて、8ページの同じく一番下の、歳出合計支出済額は、86億4,390万7,079円でございます。

歳入・歳出差引額は、別冊「平成29年度 歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書」の一般会計の101ページをお願いします。

実質収支に関する調書の3. 歳入歳出差引額5億6,165万7,106円、この額から翌年度へ繰越すべき財源1億391万5,000円を差し引いた実質収支額は、4億5,774万2,106円でございます。

なお、翌年度へ繰越すべき事業は、総務費の中学校建設事業のほか8つの

事業でございます。

引き続き、歳入歳出決算書に戻っていただきまして、1 ページ、2 ページ歳入歳出決算書、歳入の上から順次説明をいたします。

第1款・町税 収入済額25億5,963万4,743円で、予算現額に対し1億8,419万743円の増、収納率は、前年度より0.32ポイント上回って93.77%でした。また、不納欠損額は3,601万8,830円、収入未済額は、1億3,411万2,596円であります。

第2款・地方譲与税、収入済額1億1,658万8,000円、前年度より0.35%の増です。

第3款・利子割交付金、収入済額635万4,000円、前年度より39.4%の増です。

第4款・配当割交付金、収入済額1,586万9,000円、前年度より41.97%の増です。

第5款・株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,568万8,000円、前年度より139.22%の増です。

第6款・地方消費税交付金、収入済額3億6,709万4,000円、前年度より4.05%の増です。

第7款・ゴルフ場利用税交付金、収入済額617万4,765円、前年度より6.54%の増です。

第8款・自動車取得税交付金、収入済額4,230万9,000円、前年度より36.88%の増です。

第9款・地方特例交付金、収入済額2,147万6,000円、前年度より18.56%の増です。

第10款・地方交付税 収入済額19億8,945万5,000円、前年度より3.88%の増です。

第11款・交通安全対策特別交付金、収入済額277万円、前年度より11.73%の減です。

第12款・分担金及び負担金、収入済額151万5,045円、前年度より20.54%の増です。

第13款・使用料及び手数料、収入済額1億5,359万6,193円、前年度より4.28%の減です。収入未済額669万7,671円は、住宅使用料及び教育・保育施設等使用料です。

第14款・国庫支出金、収入済額11億1,142万1,993円、前年度より11.51%の減です。

第15款・県支出金、収入済額5億8,954万7,786円、前年度より21.06%の減です。

第16款・財産収入 収入済額821万8,059円、前年度より29.24%の減です。

第17款・寄附金、収入済額2億5,983万9,567円、前年度より15.51%の減です。

第18款・繰入金、収入済額3億8,692万3,392円、前年度より33.38%の減です。

第19款・繰越金、収入済額4億9,678万7,416円、前年度より11.37%の減です。

第20款・諸収入、収入済額2億3,490万2,226円、前年度より209.41%の増です。収入未済額402万9,522円は、貸付金元利収入です。

第21款・町債、8億1,940万円、前年度より11.380%の増です。

以上、歳入合計収入済額は92億556万4,185円となり、予算現額101億799万608円に対して、91.07%の収入率となりました。

以上で収入の説明を終わります。

引き続きまして、6ページをお願いします。

歳入歳出決算書、歳出ですが、詳細は「平成29年度主要施策の成果及び実績報告書」等に記載しておりますので、各款の支出済額とその概要について、簡単にご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

第1款・議会費、支出済額8,402万1,194円、執行率は98.79% 不用額は、

102万6,806円です。

第2款・総務費、支出済額15億8,633万6,177円、執行率89.12% また、翌年度繰越額は1億1,500万円で、津波対策緊急整備事業です。不用額は、7,871万8,823円です。

支出の主なものは、庁舎等維持管理経費、自主運行バス事業、総合行政システム費、災害対策費、地方創生推進交付金事業、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費などです。

第3款・民生費、支出済額29億874万2,687円、執行率は97.94%、また、翌年度繰越額は6,103万5,313,000円で、支出の主なものは福祉医療費助成事業、障がい者への支援費、人権センター運営費、国保・介護保険・後期高齢者医療、各特別会計の繰出金、保育所運営経費などです。

第4款・衛生費、支出済額5億5,006万4,817円、執行率は97.42%、不用額は、1,458万6,183円です。

支出の主なものは、予防接種・健康診査事業、伊勢広域環境組合及び松阪地区広域衛生組合負担金、水道事業会計への繰出金などです。

第5款・労働費、支出済額9万934円、執行率は92.79%、不用額は、7,066円です。

第6款・農林水産業費、支出済額3億6,163万7,162円、執行率は73.33%です。また、翌年度繰越額は、1億2,500万1,000円で、水産物供給基盤機能保全事業です。不用額は、652万2,518円です。

支出の主なものは、農業振興費、農業基盤整備事業、下御糸漁港の整備事業などです。

第7款・商工費、支出済額4,207万622円、執行率は97.69%、不用額は、99万4,378円です。支出の主なものは、町商工会、町観光協会への補助金などです。

第8款・土木費、支出済額7億8,793万2,037円、執行率は95%、また翌年度繰越額は3,520万円で、社会資本整備総合交付金事業などです。不用額は、

624万2,963円です。

支出の主なものは、通学路整備工事等の社会資本整備総合交付金事業、地籍調査事業、公園管理費、農集・公共下水道事業特別会計への繰出金、町営住宅管理運営費などです。

第9款・消防費、支出済額2億9,456万2,538円、執行率は98.65%です。不用額は、404万3,462円です。

支出の主なものは、松阪地区広域消防組合負担金です。

第10款・教育費、支出済額10億2,257万7,111円、執行率は52.62% また、翌年度繰越額は8億7,449万8,000円で、中学校建設事業です。不用額は、4,612万2,889円です。

支出の主なものは、小・中・幼の教育施設環境整備ほか義務的経費、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金、ふるさと会館指定管理委託料です。

第11款・公債費、支出済額7億8,762万7,394円、執行率は99.86%、不用額は、112万7,606円です。支出の償還内容は、元金6億9,872万9,615円、利子8,889万7,779円です。

第12款・予備費、不用額として1,000万円です。

第13款・諸支出金、支出済額1億8,654万5,000円で、執行率は100.00%です。

支出の主なものは、退職手当基金ほか12の基金への積立です。

第14款・災害復旧費、支出済額3,170万406円、執行率は27.41%、また翌年度繰越額は7,920万7,000円で、農地災害復旧事業などです。不用額は474万9,594円です。

支出の主なものは、農地・漁港・道路・橋梁・学校施設などの災害復旧費です。

以上、歳出合計の支出済額86億4,390万7,079円で、予算現額101億799万680円に対して、85.52%の執行率で、前年度と比較して8.93%の減となり、翌年度繰越費については、12億2,890万6,000円、不用額として2億3,517万

7,601円であります。

引き続きまして、各特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、明和町斎宮跡保存事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は7億6,984万420円です。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は7億7,678万2,541円、執行率は91.5%、また、翌年度繰越額は、5,500万円で、歴史的風致維持向上計画推進事業です。不用額は、1,718万4,459円です。

歳入の主なものは、国・県補助金、一般会計からの繰入金です。歳出の主なものは、史跡土地買い上げ事業、歴史的風致維持向上計画推進事業及び償還金などであります。

なお、歳入歳出差引不足額694万2,114円及び繰越明許費繰越額1,050万5,000円より不足する1,744万7,114円につきましては、翌年度繰上充用金で補てんいたしました。

次に、明和町国民健康保険特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は31億7,691万5,132円です。

続きまして4ページ、歳出合計支出済額は、28億5,635万9,475円、執行率は91.11%、不用額は、3億1,354万525円です。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金です。2ページの歳入で、保険税の収入済額は5億8,707万4,763円、収納率は83.01%で前年度より1.32%の増です。

歳出は、保険給付費の各療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金などが、主なものであります。

次に、明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は3,077万8,901円です。

続きまして4ページ 歳出合計支出済額は1,172万4,541円、執行率は99.36%、不用額は、7万5,459円です。

2ページの歳入で、貸付金等償還収入の収入済額は、1,341万9,909円、収

納率は4.88%であり、前年度より1.35%の減です。

歳出の主なものは、貸付金事業に対する元金・利子の償還金であります。

次に、明和町農業集落排水事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は1億9,719万795円、続きまして、4ページ歳出合計支出済額1億8,866万6,678円、執行率は96.39%、不用額は、705万8,322円です。

2ページ歳入のうち分担金及び負担金の収入未済額は、439万2,900円、使用料及び手数料の収入未済額は、64万2,540円です。

歳出の主なものは、施設の維持管理費、償還元金・利子、基金積立金であります。

次に、明和町公共下水道事業特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は7億1,463万8,294円です。

続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は6億8,086万3,807円、執行率は85.55%、また、翌年度繰越額9,890万円で、主なものは、宮川流域関連公共下水道事業の施設建設事業です。不用額は、1,607万5,193円です。

2ページ歳入のうち、分担金及び負担金の収入未済額は、499万5,000円、使用料及び手数料の収入未済額は、211万9,320円です。歳出の主なものは、施設・管路建設工事費、施設維持管理費及び償還元金・利子であります。

次に、明和町介護保険特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は、24億1,264万1,783円。

続きまして、4ページ歳出合計支出済額は、22億2,223万8,968円、執行率は、94.17%です。不用額は、1億3,767万8,032円です。

2ページ、歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金で、保険料収入済額は4億8,241万4,481円、収納率は98.71%で、前年度より0.06%の増です。歳出の主なものは、介護サービス給付費であります。

次に、明和町後期高齢者医療特別会計の2ページをお願いします。

歳入合計収入済額は4億6,236万2,114円、続きまして、4ページ、歳出合計支出済額は4億5,193万9,099円、執行率は99.75%です。不用額は、114万4,901円です。

2ページの歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、保険料収入済額は、1億6,806万3,888円、収納率は、99.13%で、前年度より0.39%の減です。

歳出の主なものは、療養給付費負担金などであります。

以上で、平成29年度明和町一般会計及び各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

なお、決算書に合わせて提出いたしました、「主要施策の成果及び実績報告書」「地方自治法施行令第166条第2項の規定による書類」の説明は、省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、引き続きまして、明和町水道事業決算書、こちらのほうをご覧くださいと思います。

平成29年度明和町水道事業決算を説明させていただきます。

お手元の決算書でございます。1ページから11ページまでが決算書、12ページから29ページまでが決算付属書類、そのあと30ページから34ページが決算参考資料となっております。

では、決算書を中心に説明させていただきたいと思います。

まず決算書の1ページ、決算報告書をご覧くださいと思います。

この決算書につきましては、単位は「円」で、消費税は含んでおりません。収益的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・水道事業収益、2ページ目になりますが、決算額は4億5,369万

8,429円でございます。内訳は、第1項・営業収益が、決算額3億6,675万4,690円で、予算額より861万7,690円の増となりました。給水収入の増が主な要因でございます。

第2項・営業外収益、決算額は8,694万3,739円で、予算額より86万3,739円の増となりました。給水加入金の増が主な要因です。

第3項・特別利益、決算額は0円、予算額1,000円の減となりました。

続きまして、支出の部でございます。

第1款・水道事業費用、決算額は4億2,314万2,223円です。内訳は、第1項・営業費用が、決算額3億5,917万6,768円で、不用額が538万232円となりました。不用額の主なものは、受水費、修繕費、委託料でございます。

第2項・営業外費用、決算額は6,348万1,845円で、不用額が90万1,155円となりました。これは主に一時借入金の利息の不用分でございます。

第3項・特別損失、48万3,610円で、不用額が1万6,390円でございます。過年度水道料金の減免等に係る欠損分等の残でございます。

第4項・予備費、決算額は0円でございます。

なお、この収益的収入及び支出の詳細につきましては、決算付属書類の18ページ、19ページと22ページ、23ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、3ページ、資本的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款・資本的収入、4ページでございますが、決算額が7,623万9,457円です。内訳は、第1項・他会計補助金、決算額は0です。

第2項・出資金、決算額は4,652万9,000円で、予算額と同額でございます。

第3項・工事負担金、決算額が2,971万457円で、予算額より4万5,543円の減となりました。水道管移設工事等の負担金の精算によるものでございます。

第4項・雑収入、決算額は0円でございます。

次に支出の部でございます。

第1款・資本的支出、決算額は2億5,145万2,608円、内訳は、第1項・建設改良費、決算額が9,597万9,193円で、不用額が402万8,807円となりました。工事請負額の入札差金等でございます。

第2項・企業債償還金、決算額が1億5,547万3,415円、不用額が585円となりました。

なお、中段のところに、資本的収支の決算額で、支出に対する収入不足額1億7,521万3,151円は、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金により補填をさせていただきました。

次に、5ページ、水道事業損益計算書を説明させていただきます。この計算書は、消費税は含まれておりません。

1. 営業収益、真ん中でございますが、合計が3億3,964万593円、営業費用は、合計が3億4,960万7,681円で、差し引きさせていただきますとマイナス996万7,088円の営業損失となりました。

営業外収益は合計が8,599万4,854円。

4. 営業外費用、合計が4,308万1,045円で、差し引きが4,291万3,809円のプラスとなりました。これは、営業損失996万7,088円と差引をいたしまして3,294万6,721円の経常利益となりました。

特別利益は0円。特別損失が44万7,781円、これを経常利益から差し引かさせていただきますと、3,249万8,940円が、平成29年度の純利益でございます。

その下の、その他未処分利益剰余金変動額ですが、減債積立金を資本的支出の財源に充当した分が、会計上、未処分利益剰余金に戻る形となっております。

純利益分と合せた当年度未処分利益剰余金は、6,459万8,527円になります。

次に、6ページ、水道事業会計貸借対照表を説明させていただきます。

資産の部、固定資産、有形固定資産55億1,586万7,775円でございます。有形固定資産明細は2列目にも出ておりますが、詳細が24ページ、25ページに

も記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

2. 流動資産合計 6 億636万829円でございます。内訳、現金預金、未収金、貯蔵費、その他流用資産でございます。未収金の内訳は30ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

固定資産と流動資産の合計額、資産合計で、61億2,222万8,604円となります。

次に、負債の部でございます。固定負債の合計が15億8,142万5,894円でございます。内訳は企業債でございます。

流動負債の合計が 2 億1,732万9,033円、内訳の主なものは、未払金、その他流動負債、企業債、引当金でございます。

5 の企業債は翌年度元金償還分を固定負債から分離、流動負債として計上しているものでございます。

5. 繰延収入の合計が11億6,534万4,421円でございます。

固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計が、29億6,409万9,348円でございます。

次に、資本の部、7 ページをご覧ください。

資本金合計が、20億3,988万8,704円、内訳は自己資本金でございます。

剰余金合計が、10億5,364万2,025円、内訳は、資本剰余金と利益剰余金でございます。

資本金合計と剰余金合計を合わせた資本金が31億5,812万9,256円で、この資本合計と、6 ページの負債合計29億6,409万9,348円を合わせた額が、負債資本合計61億2,222万8,604円となり、資産合計と一致いたします。

次に、8 ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

収入・支出に関する経営状況を把握するため作成させていただいておるので、資金期末金額が 5 億2,203万1,857円は、6 ページ貸借対照表の流動資産内、現金預金の金額と同額となります。

次に、9 ページ、剰余金計算書の説明をさせていただきます。

上の上段2列目、前年度処分額、10ページのほうになりますが、昨年の9月定例会で議決いただきました、未処分利益剰余金3,209万9,587円を、減債積立金に積立させていただきました。減債積立金は年度末に、起債償還財源に充当いたしましたので、年度末残高はともに0となりました。

また、この分が再度未処分利益剰余金に計上され、当年度純利益3,249万8,940円と合わせて、6,459万8,527円が、未処分利益剰余金残高となっております。

その他の課目につきましては、表中段部、処理後から残高、当年度変動額を差し引いて、当年度末残高となっております。残高の金額は7ページの貸借対照表と一致いたします。

続きまして、11ページ、剰余金処分費の案でございます。

これにつきましては、先ほど本議会におきまして、議決していただきましたので、同処分のとおり会計処理を行わさせていただきたいと思っております。

次に、決算書類・付属書類並びに決算参考資料でございますが、後ほどご覧いただきたいというふうに考えておるような次第でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） これで、決算の概要説明を終わります。

◎監査委員の補足説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、西村代表監査委員に意見書の補足説明を求めたいと思っております。

西村代表監査委員、登壇願います。

○監査委員（西村 和久） 失礼いたします。監査委員の西村でございます。よろしくお願いいたします。

議長より指名をいただきましたので、平成29年度決算審査の補足説明をさ

せていただきます。

ただいま、上程されました平成29年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計についての審査意見書は、議案書に添付をさせていただいております。後ほどご覧いただきたいと思います。

去る7月12日から26日の日程で、樋口監査委員さんとともに、平成29年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算と、各基金の運用状況の審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、関係課長より決算概要や主な事業の成果についての説明を受けた後、係長及び職員からの説明とともに、関係諸帳簿あるいは証拠書類等の照合を行いながら、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果は、計数的に誤りなく処理されていることを認めましたので、ここにご報告をさせていただきます。

審査の中で、特に今後の行政運営に活かしていただきたい、また、留意すべきだと思われる事項について、若干補足をさせていただきます。

まず、歳入面ですが、毎年、議員の皆様からのご指摘されております、町税、保険料、貸付金及び使用料などの収納状況につきましては、混迷する社会状況を考えると一層厳しくなっていますが、担当所管課はもちろんのこと、職員全体の問題として捉え、未収金解消を遂行し、その努力の結果が見受けられました。今後も継続して、より一層の未収金の解消を願うものであります。

しかしながら、町税の収納状況は過年度滞納分を含めると収納率93.41%で、昨年度に比べ0.39%の増となったものの、依然、自主財源の確保が課題となっております。引き続き税負担の公平性、受益者負担の観点から納税納付に対する理解を求め、さらなる努力をお願いしたところでございます。

次に、歳出につきましては、会計規則及び関係法令に準拠し、支出されておりました。事務的な細かい指摘事項は、各課長等をはじめ各職員に周知していただくよう申し入れをいたしましたが、特に予算計上の趣旨を十分に理

解し、事務事業の内容を的確に把握し、効率・効果的で健全な財政運営にあ
たられるよう強く要請をいたしました。

歳入歳出全般的には、適正な財政運営に努められております。

しかし、平成29年度は、実質単年度収支は赤字で、経常収支比率が87.5%
でありました。いわゆる弾力性を失いつつある状況で、これは財政硬直化の
姿を物語っており、今後の財政運営により一層の努力をお願いするものであ
ります。

また、町債の累積額は特別会計を含めると、約145億8,200万円となること
から、後世への影響が危惧されるところであり、事業の必要性等を十分に勘
案し、その抑制に努めるようにも要請をいたしました。

また、基金残高が減少しており、将来的な公共施設の建て替え等を考慮
し、取崩しについては、慎重に対応されるよう要請をいたしました。

人事管理につきましては、効率的な組織運営を行うよう工夫し、健康管
理及びワークライフバランスの推進に向け、時間外勤務の抑制及び年次有給
休暇の積極的な取得に努めるとともに、増大する業務に対応するため、必要
に応じた職員の増員や、嘱託職員の採用など、適正な人員配置を進めるよう
提言を行っております。

地方自治体は、人口急減、超高齢化への対応に加え、大規模地震等の災害
に万全の対策を講じ、地域住民が安全に、安心して暮らすことができる、豊
な地域社会を創造し、かつ持続していかなければなりません。また、今後、
老朽化が進む公共施設等の維持管理及び改築にかかる費用の増大が懸念され
る中、財政運営に求められることは、行財政改革の趣旨に基づき、各事業を
含めた施策の見直しと改善、また新規財源の確保、事務の簡素効率化、経費
削減のための内部努力と職員の意識改革であると考えます。

第5次総合計画の基本理念である、「人と地域の活力の創造」をめざし、
地域の活力を高める絆を育みながら、住民等と行政の協働による本町の特徴
を活かした独創的な活力あるまちづくりができるよう、健全財政の堅持にな

お一層の取り組みを望むところであります。

これからも、すべての町民が、この町に夢と希望を持ち続け、幸せを実感できるような「歴史・文化と自然が輝き、快適で心豊かな“和のまち明和”」をめざされることを要望し、補足説明とさせていただきます。

◎認定第1号の質疑

○議長（辻井 成人） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑につきましては、この後、特別委員会を設置のうえ、特別委員会に付託し、詳細な審査をお願いする予定をしておりますので、各会計とも歳入歳出全般を対象に質疑をお願いします。

まず、認定第1号 平成29年度明和町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般をお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第1号の質疑を終わります。

◎認定第2号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第2号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般をお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第2号の質疑を終わります。

◎認定第3号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第3号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第3号の質疑を終わります。

◎認定第4号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第4号 平成29年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第4号の質疑を終わります。

◎認定第5号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第5号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第5号の質疑を終わります。

◎認定第6号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第6号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで認定第6号の質疑を終わります。

◎認定第7号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、認定第7号 平成29年度明和町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第7号の質疑を終わります。

◎認定第8号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第8号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第8号の質疑を終わります。

◎認定第9号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、認定第9号 平成29年度明和町水道事業決算認定の質疑を行います。

質疑は収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで認定第9号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した議案の質疑を終わります。

◎決算認定の常任委員会付託

○議長（辻井 成人） お諮りします。

一括上程した各議案について、さらに詳細な審査を願うため、先日ご協議いただきましたように、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

従って、本件につきましては、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。

○議長（辻井 成人） 委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

（午後 3時 20分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 22分）

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（辻井 成人） お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま決定しました、決算特別委員会の正副委員長の選任につきましては、慣例によりまして、総務産業常任委員会の正副委員長を選任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、決算特別委員長に松本忍議員、副委員長に江京子議員を選任することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月11日、12日、13日の、それぞれ9時から開催をいたします。

◎議案第63号～67号の補足説明

○議長(辻井 成人) 日程第33に入る前に、本日の議案第63号から67号の補正予算について、補足の説明をさせていただきます。本日の予定は説明までですので、質疑・討論・採決は、最終日の9月14日に行うこととします。よろしくお願いします。

◎議案第68号の上程～採決

○議長（辻井 成人） それでは、日程第33 議案第68号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区の契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、議案第68号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区の契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る9月7日に執行いたしました一般競争入札により、落札した業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） それでは、議案第68号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区の契約についての詳細説明を申し上げます。

本日お配りをさせてもらっております、議案書追加分のほうをご覧いただきたいと思います。2ページをご覧ください。

契約の目的は、平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区の契約でございます。

契約の方法は、一般競争入札です。

契約金額は1億6,912万8,000円、うち消費税が1,252万8,000円でございます。

契約の相手方は、三重県多気郡明和町大字金剛坂1356番地 池田建設株式会社 代表取締役 池田幸弘でございます。

それでは、資料、これも本日お配りをさせてもらっております追加分の資料の1-4-1をご覧ください。

工事の名称は、記載のとおりでございます。

入札日時は、平成30年9月7日、午後2時でございます。

入札結果は、下記のとおり4社による一般競争入札の結果、池田建設株式会社が1億5,660万円で落札をいたしました。

次のページをご覧ください。

請負金額は、消費税を含めて1億6,912万8,000円でございます。設計金額は消費税を含むが1億7,996万4,720円、消費税抜きが1億6,663万4,000円でございます。

予定価格は、消費税含むが1億7,992万8,000円、消費税抜きが1億6,660万円でございます。

最低制限価格は、消費税含むが1億4,394万2,400円、消費税抜きが1億3,328万円でございます。

落札業者は記載のとおりでございます。

工期は契約の日から、平成31年3月29日限り、工事場所は、明和町大字明星地内でございます。

工事の概要につきましては、上下水道課長から説明をいたします。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

続きまして、資料10-2-1をご参照していただきたいと思います。

管路施設工事23工区の計画図でございます。本工事におきましては、明星方面、新茶屋方面から流入する汚水、三重県中南勢流域下水道事業事務所が、

県道伊勢小俣松阪線に設置をいたします、宮川流域下水道明和5号接続点へ接続する下水路管路施設の建設工事となります。

明星郵便局東側に県道沿いにありますのが、明和5号接続点でございます。東側には新茶屋石油、西側には明星の児童公園、この間をヒューム管300、汚水の推進方法といたしまして、泥水方式推進工によりまして、4スパン308.7m間の管路工事を実施させていただきたいと思っております。

そして、推進管に接続するため、この3路線に合計7.6mの鋼製さや管推進工と開削工事47.4mを実施させていただくものでございます。

下に横断図を付けさせていただいてございます。

管路部分までがA断面で3.7m、3.3mを超えますと推進工法を採用させていただいておりまして、この区間におきましては、3.4mから4.2m区間がございます。こちらの推進工法につきましては、ボーリング調査、物質条件等を勘案させていただきまして、経済性比較を行い、高耐性の泥水方式の推進工法をさせていただいたところでございます。

契約期間におきましては、今回お認めで、3月29日限りということで、お認めいただいた上、工期的には3月議会で明許のほうをお認めいただき、31年の7月に工期を変更させていただきたいというふうに考えておるような次第でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第68号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第68号 平成30年度 管工－3 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 23工区の契約についてを採決します。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(辻井 成人) これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時 25分)
